

天塩町強靱化計画【改定版】
(国土強靱化地域計画)

令和7年3月
北海道天塩町

天塩町強靱化計画【改定版】 目次

第1章	はじめに	1
1.	策定の背景	1
2.	天塩町強靱化計画の改定趣旨	1
3.	計画の位置付け	2
4.	地域防災計画との役割分担	3
5.	計画期間	3
第2章	基本的な考え方	4
1.	天塩町の概況	4
2.	災害履歴と想定される大規模災害	6
3.	天塩町強靱化計画の基本目標	11
第3章	脆弱性評価	14
1.	想定される自然災害リスクの設定について	14
2.	リスクシナリオの設定について	15
3.	脆弱性評価の考え方	17
4.	脆弱性評価	18
第4章	強靱化のための施策プログラム	49
1.	施策プログラムの考え方	49
2.	施策推進の指標となる目標値の設定	49
3.	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	49
4.	施策プログラムの策定	50
第5章	計画の推進管理	84
1.	計画の推進方法	84
2.	計画の推進体制	85
3.	天塩町デジタル田園都市構想総合戦略との連携・推進	85
4.	天塩町強靱化のための推進事業の設定	86
資料編		
1.	用語解説	98

第1章 はじめに

1.策定の背景

我が国は、地震や津波、台風、豪雨、火山噴火など、様々な自然災害が頻発する国土条件にあり、近年では、気候変動の影響により災害の頻度や規模が増大し、これに伴い地域社会の安全と経済活動が大きく脅かされています。特に、東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨や令和元年の台風19号、令和3年熱海市土砂災害など、大規模な災害が各地で発生し、多くの人命と財産が失われました。これらの災害は、被災地のみならず、全国規模での物流や経済活動にも重大な影響を与えています。

国では東日本大震災以降、平成25(2013)年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)」(以下「基本法」)を公布・施行し、「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」)」を平成26(2014)年6月に策定、平成30(2018)年12月に基本計画の第1回改定、令和5(2023)年6月に基本法改正を行ったのち、令和5(2023)年7月に第2回改定を行いました。

北海道においても、国土強靱化地域計画である「北海道強靱化計画」を平成27(2015)年3月に策定し、令和2年(2020)年3月に2期計画、令和7(2025)年に3期計画に改定しました。

2.天塩町強靱化計画の改定趣旨

本町においては、これまで集中豪雨、暴風・暴風雪、突風を中心とした数多くの災害に見舞われ、平成30(2018)年の北海道胆振東部地震による大規模停電を経て、町民の防災・減災に対する意識が高まっていますが、少子高齢化の進行による人口減少社会の加速、社会資本の老朽化など、地域を取り巻く様々な課題を抱えており、将来的にこれら課題の影響による「地域防災力の低下」は避けられない事態となっております。

本町では基本法に基づき「天塩町強靱化計画(以下「第1期計画」)」を令和2(2020)年に策定し、計画に基づく様々な取組を行うとともに「天塩町地域防災計画」を適宜更新するなど防災・減災対策を実施してきましたが、第1期計画は令和6(2024)年度に計画期間の終了を迎えます。

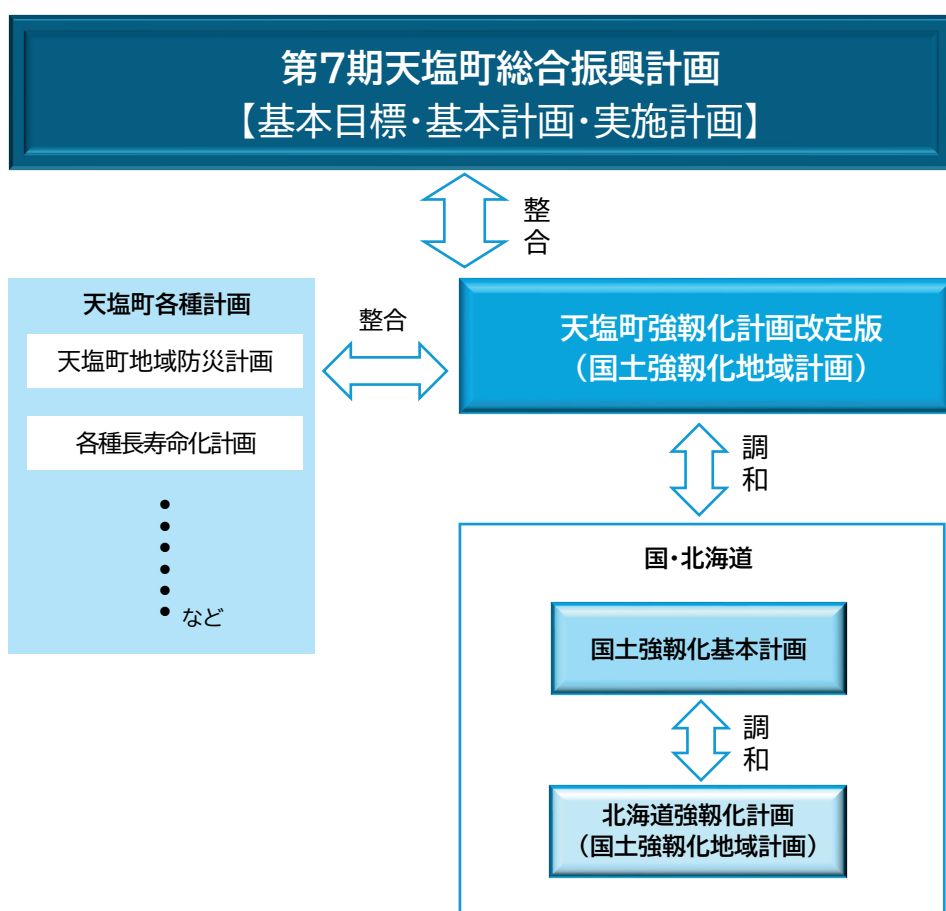
以上のことから、第1期計画における様々な施策の点検結果や近年の自然災害から得られた知見、基本計画の見直し内容を踏まえ、本町の持続的な成長と地方創生の促進を図るとともに、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と速やかに回復する「しなやかさ」を備えた真に災害に強いまちをつくるため、国、北海道、民間事業者、町民等と連携・協力しながら、本町における強靱化施策の一層の充実・強化を目指し第1期計画を改定するものです。

3.計画の位置付け

「天塩町強靱化計画改定版(以下「本計画」)」は、基本法第13条に基づく、国土強靱化地域計画として策定します。国土強靱化地域計画は、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となる計画です。天塩町の強靱化を国・北海道の強靱化へとつなげるため、国における基本計画並びに「北海道強靱化計画」の施策展開の方向性と調和を保って策定します。

また、「第7期天塩町総合振興計画」におけるまちづくりの将来像を基本とし、本町における各種計画の国土強靱化に関する指針とします。

【計画の位置付け】



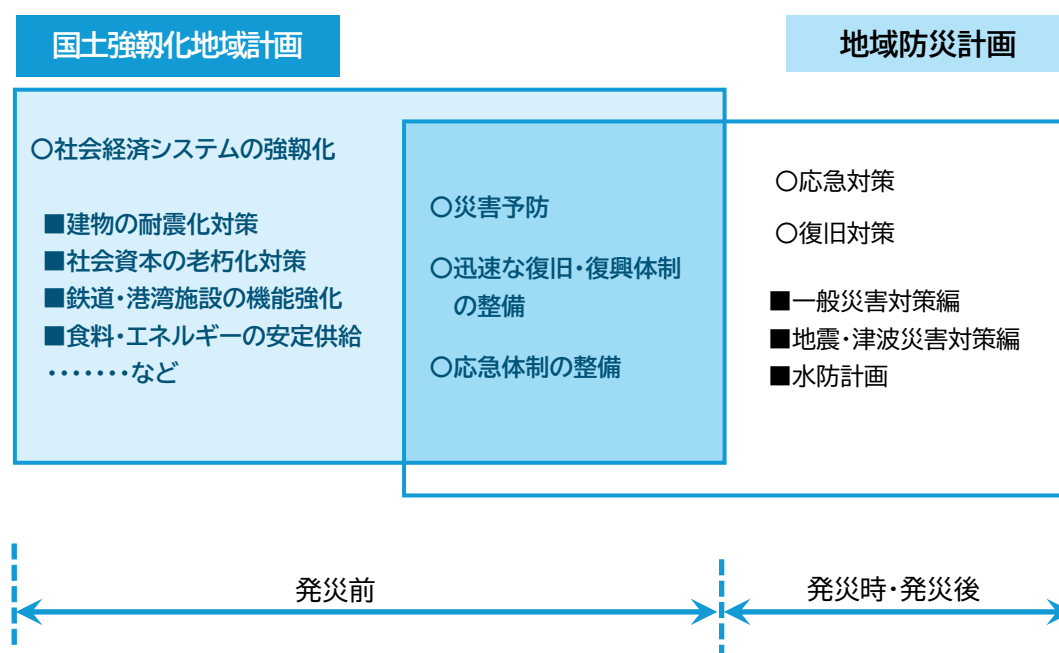
4.地域防災計画との役割分担

国土強靱化地域計画は、発災後の様々なリスクを想定しつつ、平時（発災前）の備えを中心に包括的な対応策を講じるものであり、あらゆる大規模自然災害に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復興・復旧」に資する施策を、まちづくりを含めた総合的な取組としてとりまとめたものです。

一方、地域防災計画は、「風水害対策」や「地震・津波災害対策」など災害種類ごとの「リスク」に対応した業務等が定められており、発災後の応急対策や災害復旧対策を中心とした計画となっています。

両計画は、どちらも災害発生という危機に対して、地方自治体が総力を挙げて対応していくために必要不可欠なものであり、それぞれの計画の目的に合わせて役割分担を図りながら天塩町の強靱化を目指していきます。

【役割分担イメージ】



5.計画期間

計画期間は、社会情勢の変化や「基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、概ね5年（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度）を基本とします。

大規模災害の発生や国又は北海道の強靱化施策等の見直しによって、本計画に改定の必要が生じた場合は、計画期間中においても随時見直しを行うものとします。

第2章 基本的考え方

1.天塩町の概況

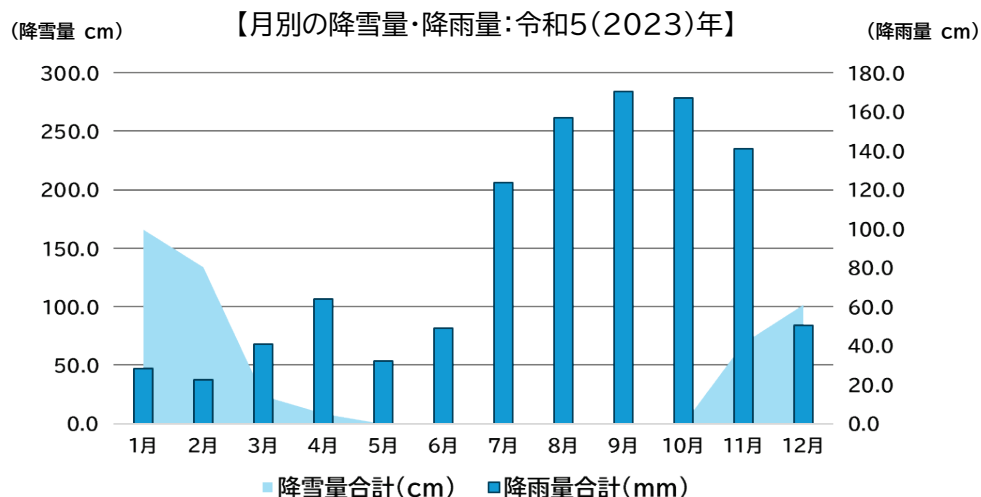
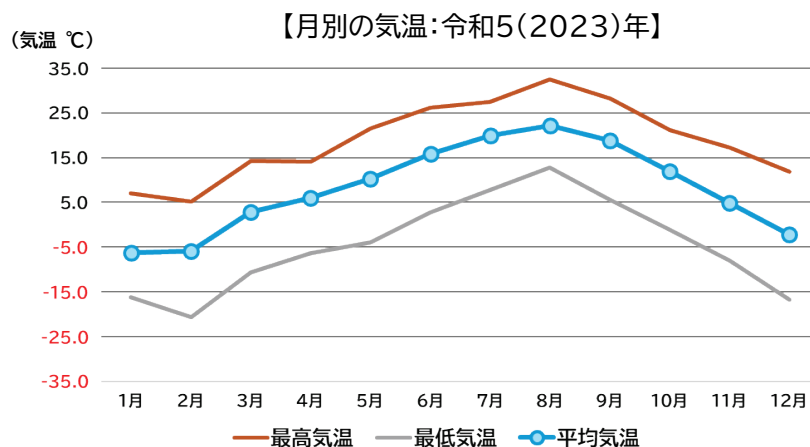
(1)位置・地勢

本町は、北海道の北西部に位置し、天塩郡の中央にあり東西およそ25km、南北26km、総面積353.56km²を有し、北東は天塩川を境として幌延町、南東は中川町、南は遠別町に接し、西は日本海に面しています。天塩川が注ぐ河口には地方港湾があり、市街地は天塩川河口に形成されています。

地形の特徴としては、天塩川左岸に広漠たる原野が形成され、中央部には南北に走る低山性の天塩山地が起伏し、日本海沿いは段丘地となっています。

(2)気候

本町は、海洋性気候で日本海特有の湿潤風が強く、沿岸は対馬海流の影響を受けています。最暖月の平均気温は22.2℃、最寒月では-6.2℃ となっており、年平均気温は8.2℃となっています。風は春秋が南西、冬は北西の季節風が強く、降雨量は1月から2月にかけて少なく、7月から11月にかけて多くなっています。最深積雪は92cmとなっています。

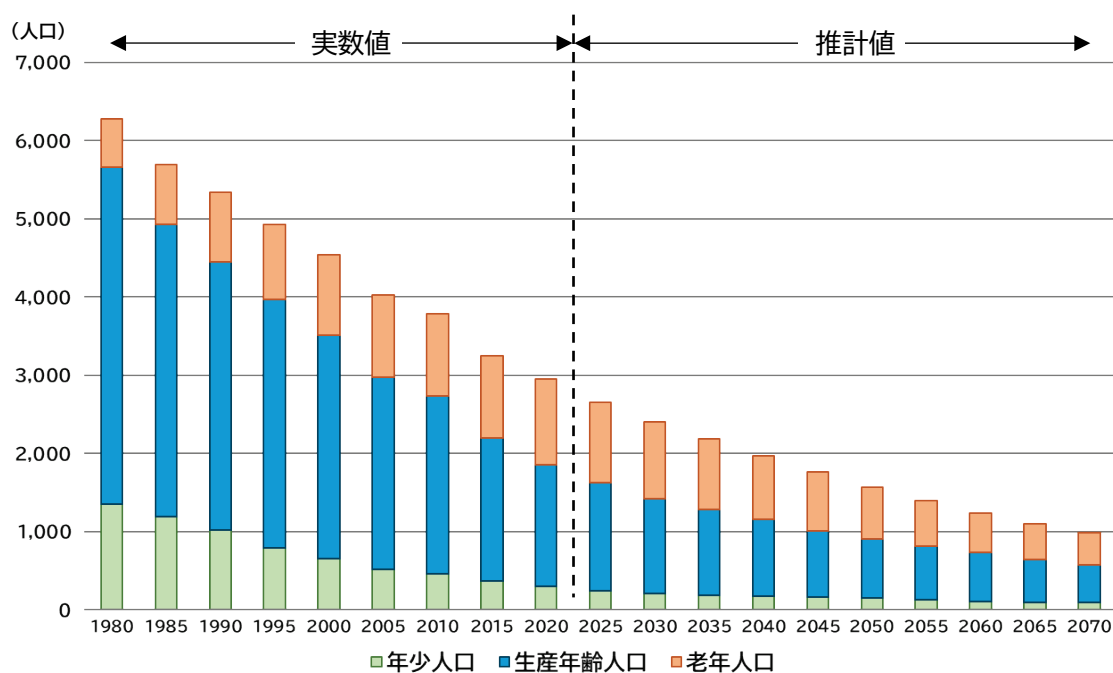


出典:気象庁

(3)人口

本町の人口は、1980年国勢調査時の6,281人から減少を続け、2020年には2,950人と当時の半分以上となり、45年後の2070年には980人と現在の3割程度の人口となることが予想されています。

年齢別の人口構成では、年少人口及び生産年齢人口比率が減少するのに対し、老年人口比率では増加を示しています。生産年齢人口比率と老年人口比率の対比では、それぞれ1980年で68.6%と10.0%、2020年には52.6%と37.2%を示し、2070年には49.0%と42.1%と生産年齢人口と老年人口が同程度となります。



集計年		総人口 (人)	年齢別人口構成					
			年少		生産年齢		老年	
			人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)
実数値	1980	6,281	1,348	21.5	4,307	68.6	626	10.0
	1985	5,692	1,186	20.8	3,741	65.7	765	13.4
	1990	5,340	1,022	19.1	3,429	64.2	889	16.6
	1995	4,931	787	16.0	3,180	64.5	964	19.5
	2000	4,542	653	14.4	2,860	63.0	1,029	22.7
	2005	4,030	510	12.7	2,464	61.1	1,056	26.2
	2010	3,780	453	12.0	2,275	60.2	1,052	27.8
	2015	3,243	364	11.2	1,830	56.4	1,049	32.3
	2020	2,950	300	10.2	1,552	52.6	1,098	37.2
推計値	2025	2,650	243	9.2	1,382	52.2	1,025	38.7
	2030	2,402	203	8.4	1,217	50.7	982	40.9
	2035	2,183	188	8.6	1,099	50.4	896	41.0
	2040	1,969	177	9.0	982	49.8	810	41.2
	2045	1,761	166	9.4	840	47.7	755	42.9
	2050	1,567	147	9.4	752	48.0	667	42.6
	2055	1,391	128	9.2	684	49.1	580	41.7
	2060	1,235	109	8.8	620	50.2	506	41.0
	2065	1,099	96	8.7	548	49.9	455	41.4
	2070	980	87	8.9	480	49.0	412	42.1

出典：総務省、国立社会保障・人口問題研究所、人口ビジョン

2.災害履歴と想定される大規模災害

(1)災害履歴

本町における近年の災害は以下のとおり、「豪雨」と「台風・暴風」による災害が大半を占めており、「地震」や「津波」による災害は発生していません。しかし、昭和15年の北海道神威岬北西沖を震源地とする地震による津波被害や、北海道防災会議において平成28年3月に公表された「サロベツ断層帯」による地震想定結果を考慮すると、多くの自然災害に対するリスクを有しています。

発災年月	災害種別	被害状況
平成6年4月	融雪	農業被害 4か所、土木被害 3か所
平成6年9月	集中豪雨	住家被害（床下）5戸、非住家被害3戸、道路決壊5か所、牧草地 13ha、農業被害
平成6年10月	低気圧	住家被害一部破損2戸、非住家被害5戸
平成6年11月	落 雷	更岸 衛生被害（水道）
平成7年4月	融 雪	河川決壊3か所、農業被害2か所
平成7年4月	集中豪雨	住家被害（床上）2戸
平成7年11月	暴風・暴風雪・波浪	住家被害一部破損 16 戸、非住家被害5戸、農業被害（施設）58戸、土木被害（港湾）、水産被害（施設）、漁船沈没1隻、衛生被害2件、商工被害5件、文教被害3件、その他
平成8年4月	融 雪	河川決壊（土木）2か所、河川決壊（農業）2か所
平成9年10月	長 雨	北川口・振老 農業被害2か所
平成11年7月	集中豪雨	土木被害 10 か所、林道被害9か所
平成11年10月	突 風	住家被害3戸、非住家被害9戸、文教被害2件、その他1件
平成12年10月	集中豪雨	住家被害（床上）7戸、住家被害（床下）31戸、農業被害、林道被害 10 か所、土木被害 40 か所
平成12年10月	突 風	北更岸 農業被害1か所
平成16年9月	台風18号 （風速42m）	住家被害155件、農業被害244件、その他
平成22年8月	集中豪雨	住家被害18件、農業被害、土木被害40か所、林業被害14か所、衛生被害2か所
平成27年10月	暴風	住家被害12戸、非住家被害7戸、農業被害（畑）142ha・（施設）144か所、水産被害（定置網）4か所、林業被害（林産物）1か所
平成30年9月	胆振東部地震 による停電	地下水利用者宅断水、農業被害、水産被害、商工被害
令和3年2月	暴風	住家被害2戸、農業被害（施設）17か所

出典：天塩町地域防災計画 資料編

(2)想定される大規模災害

【地震】

平成30年2月に北海道が公表した全道の地震被害想定によると、本町においては16地震43モデルについての被害想定結果が公表されており、このうち本町に最も大きな被害をもたらす地震及びその被災想定結果は以下のとおりです。

最大被害の想定地震(冬の早朝)：サロベツ断層帯(北延長モデル30.2)		
被害想定項目	小項目	被害想定結果
地震動	地表における震度	6.8
建物被害	全壊棟数	295棟
	半壊棟数	525棟
火災被害	焼失棟数	1棟
人的被害	死者数	3人
	重傷者数	4人
	軽傷者数	51人
	避難者数	1,185人
ライフライン	上水道の被害か所数	392か所
	上水道の断水人口(1日後)	3,287人
	下水道の被害延長	2.7km
	下水道の機能支障人口	307人
交通施設被害	主要な道路の被害か所数	62か所
	橋梁(15m以上)の不通か所	3か所
	橋梁(15m以上)の通行支障か所	3か所

出典：天塩町地域防災計画 地震・津波災害対策編

第2章 基本的な考え方

【津波】

「天塩町地域防災計画《地震・津波災害対策編》(令和6年7月)において、本町にもたらす津波被害想定は、平成29年度に実施した日本海沿岸における津波シミュレーション及び被害想定調査結果を基にしています。

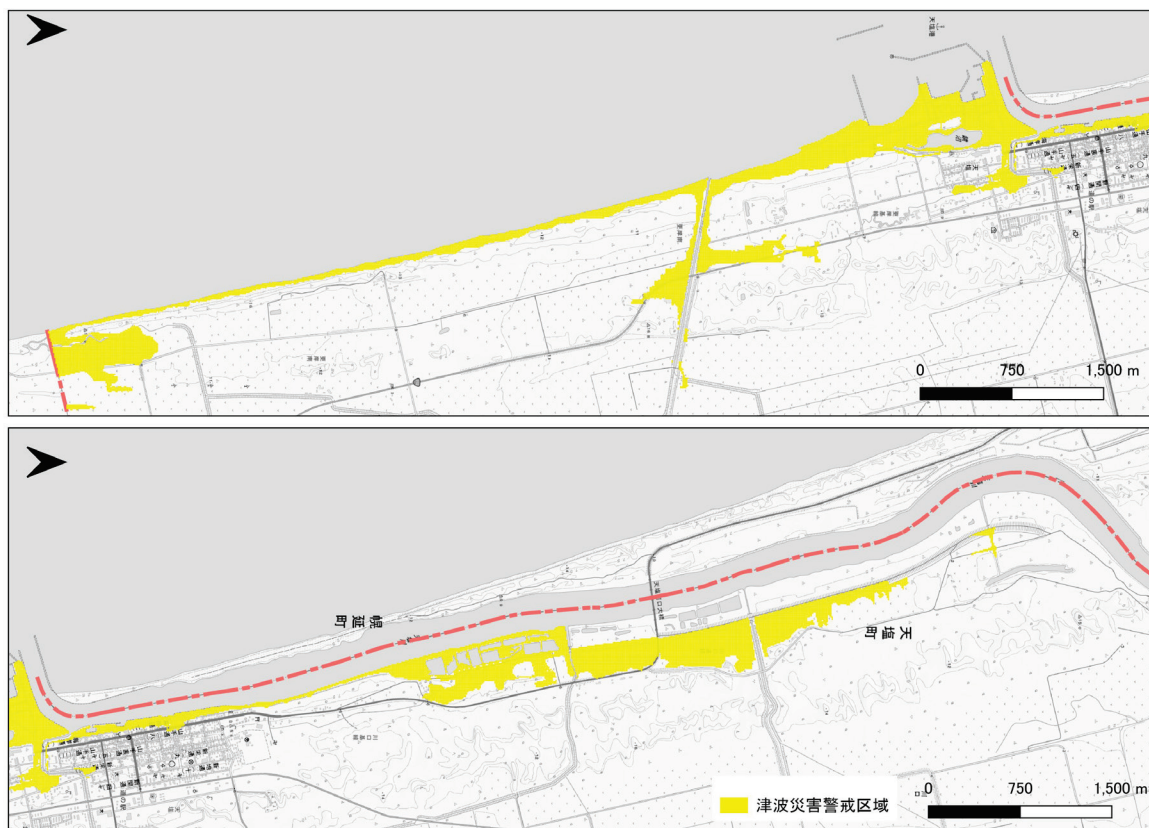
【想定津波波源域】

【天塩港における 最大遡上高等】

波源域	最大遡上高	±0.2m	第1波
①	4.47m	0分	1分
②	8.82m	27分	45分
⑦	7.33m	71分	76分

出典：天塩町地域防災計画 地震・津波災害対策編

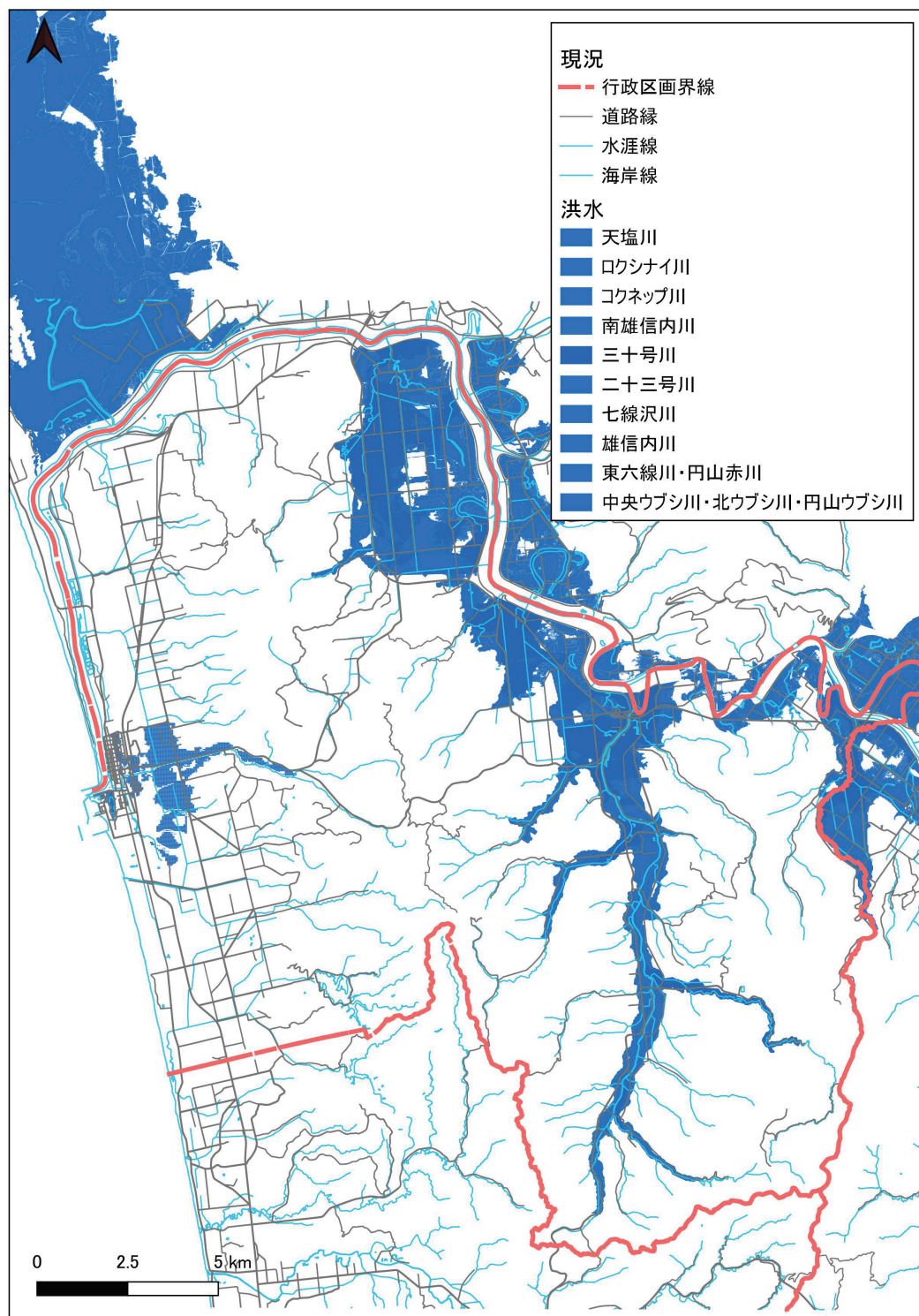
【津波災害警戒区域】



出典：地図(地理院地図(国土地理院)、津波災害警戒区域(北海道))

【洪水】

国及び北海道が指定している洪水浸水想定区域は下図のとおりです。(天塩川：令和2年12月指定、天塩川以外の河川：令和4年6月～令和6年7月指定)

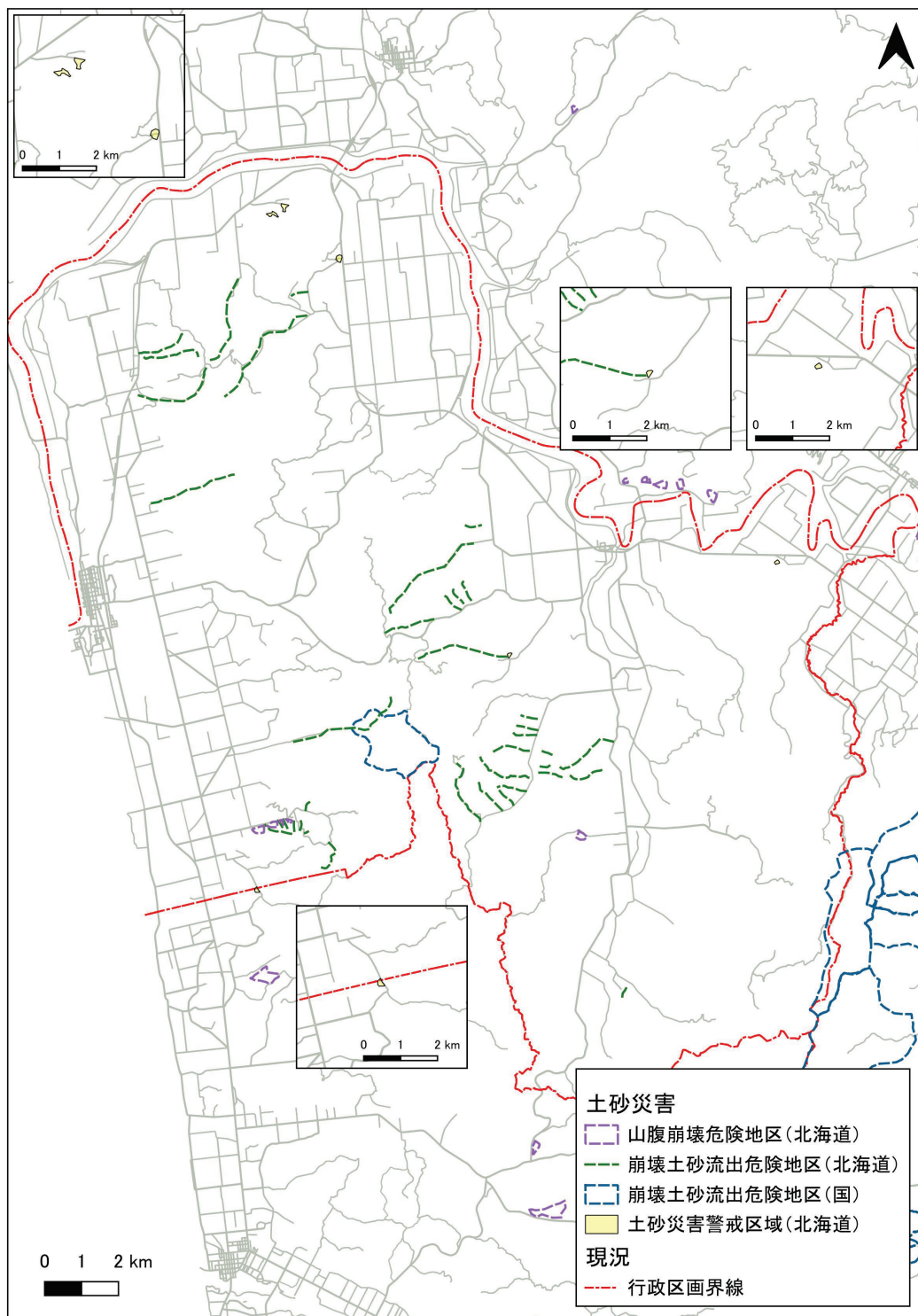


出典：地図(基盤地図情報(国土地理院)、洪水浸水想定区域(天塩川(国土交通省)、天塩川以外(北海道))

第2章 基本的な考え方

【土砂災害】

「天塩町地域防災計画《資料編》(令和6年7月)において、令和5年1月現在で土砂災害警戒区域が5か所、山腹崩壊危険地区が4か所、崩壊土砂流出危険地区が40か所指定されています。



出典:地図(基盤地図情報(国土地理院)、土砂災害警戒区域(北海道)、山腹崩壊危険地区(北海道)、崩壊土砂流出危険地区(国・北海道))

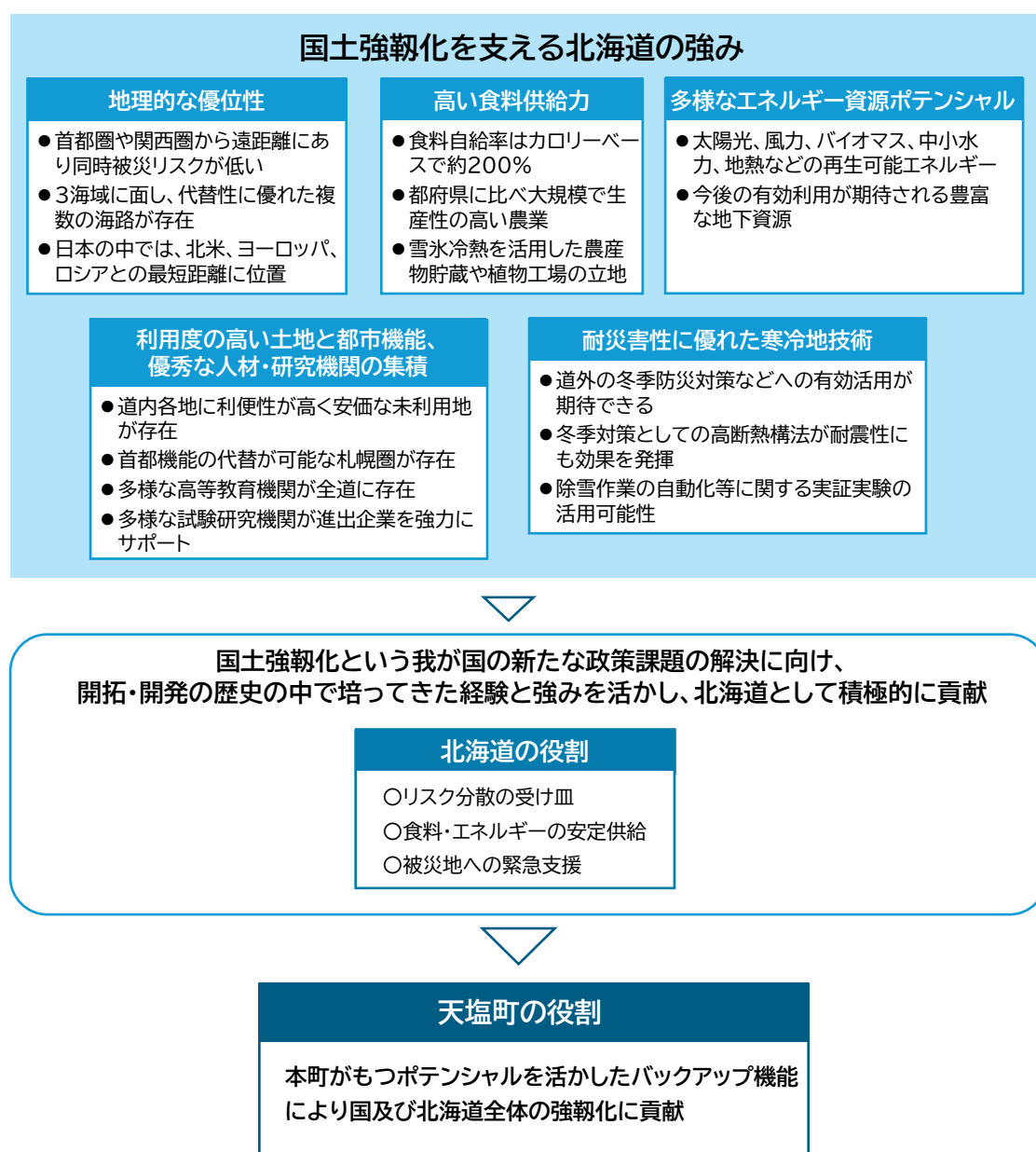
3.天塩町強靱化計画の基本目標

(1)国土強靱化に向けた天塩町の役割について

本計画の目的は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにあります。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、医療、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時から図ろうとする取組であることから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければなりません。

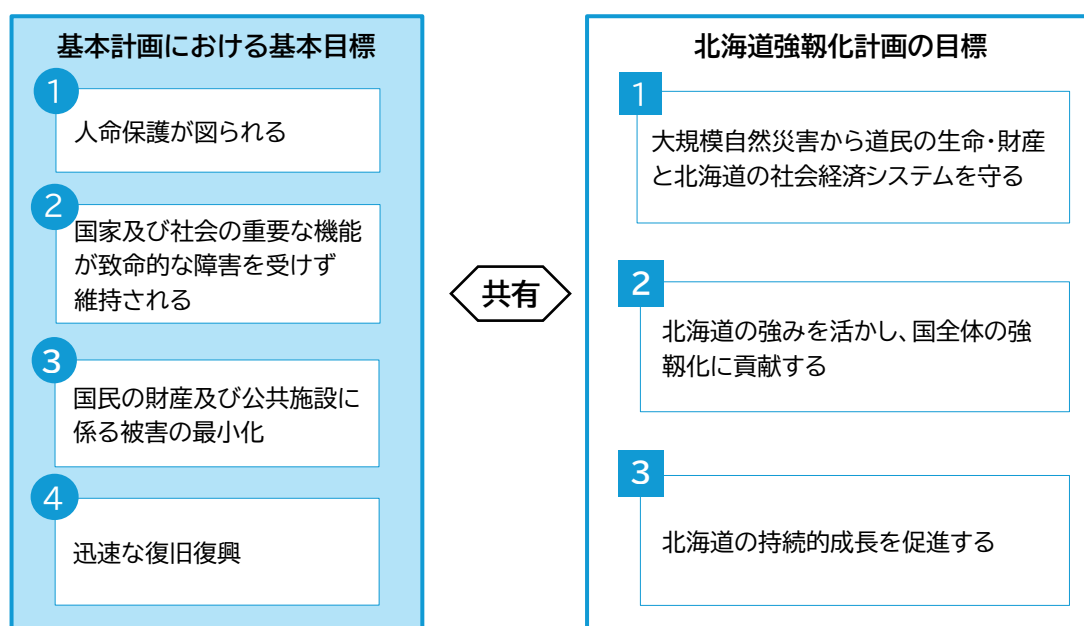
こうしたことから、本町の強靱化は、これらの課題を解決するために国や北海道、本町、民間がもつ総力を結集し、取り組む必要があります。



第2章 基本的な考え方

(2) 目標設定の考え方について

本計画の策定を進めるに当たっては、天塩町総合振興計画に掲げるまちづくりの将来像「みんなで創ろう 育てよう 明るく楽しく元気なまちを」を本計画が目指すべき将来の地域の姿として設定し、基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、本計画の目標を設定するものとします。



(3)本計画における基本目標

以上を踏まえ、次の4つを本計画における基本目標とし、天塩町総合振興計画に掲げる将来像の実現「安心・安全で住みよいまちづくり」の推進と本町の強靱化に係る計画・施策の推進に努めるものとします。

天塩町強靱化計画改定版における基本目標

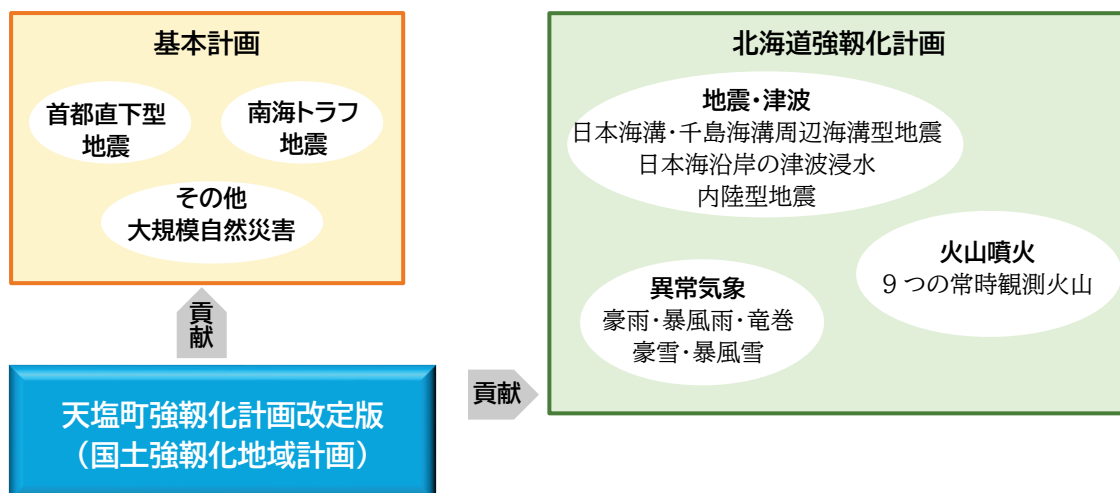
1. 町民の生命の保護を最大限図るとともに町及び地域の社会経済機能を維持する
2. 町民の財産と公共施設の被害の最小化を図る
3. 迅速な復旧・復興と国・北海道の強靱化に貢献する
4. 地域における防災力の一層の強化を図り、自助・共助・公助の地域全体で支え合う強くしなやかな社会基盤を作る

第3章 脆弱性評価

1. 想定される自然災害リスクの設定について

対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得ますが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害も対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、目標設定に掲げる「人命の保護を最大限図るとともに町及び地域の社会経済機能を維持する」という目標1から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、「国・北海道全体の強靱化への貢献」という目標3から、町外における大規模自然災害についても、本町として対応すべきリスクの対象とします。



本町にこれまでもたらされた被害や想定される大規模災害を踏まえた、対応すべき自然災害リスクは以下のとおりです。



2. リスクシナリオの設定について

(1) 基本計画改定に基づく見直し

令和5(2023)年5月に改定となった基本計画において、第1回改定以降における気候変動の影響、国際紛争下のエネルギーや食糧の安定供給、デジタル技術の著しい発展といった社会情勢の変化を考慮しつつ、災害関連死やコロナ禍における自然災害対応など、近年の災害からの知見も踏まえて、国土強靱化を推進する上での基本的な方針として、5つの施策の柱が明記されました。

国土強靱化を推進する上での基本的な方針 【5本柱】	
1.	国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
2.	経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
3.	デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
4.	災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化
5.	地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）
※赤文字が新たに追加	

このことに伴い、脆弱性評価の実施に必要な「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の再整理がなされ、その結果、「事前に備えるべき目標」は6に、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」は35にそれぞれ見直されました。

事前に備えるべき目標(第1回改定)		事前に備えるべき目標(第2回改定)	
1	直接死を最大限防ぐ	1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3	必要不可欠な行政機能を確保する
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4	経済活動を機能不全に陥らせない
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
7	制御不能な複合災害・二次被害を発生させない		
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		

出典：国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン(第2版)

(2) リスクシナリオの設定

前項を踏まえ、北海道強靱化計画で設定されている6つのカテゴリーと20のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」をもとに、前述した自然災害リスク、人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化対策、地域経済活性化施策などの社会環境への対応を踏まえ、本町における脆弱性評価の前提となる20のリスクシナリオを以下のとおり設定しました。

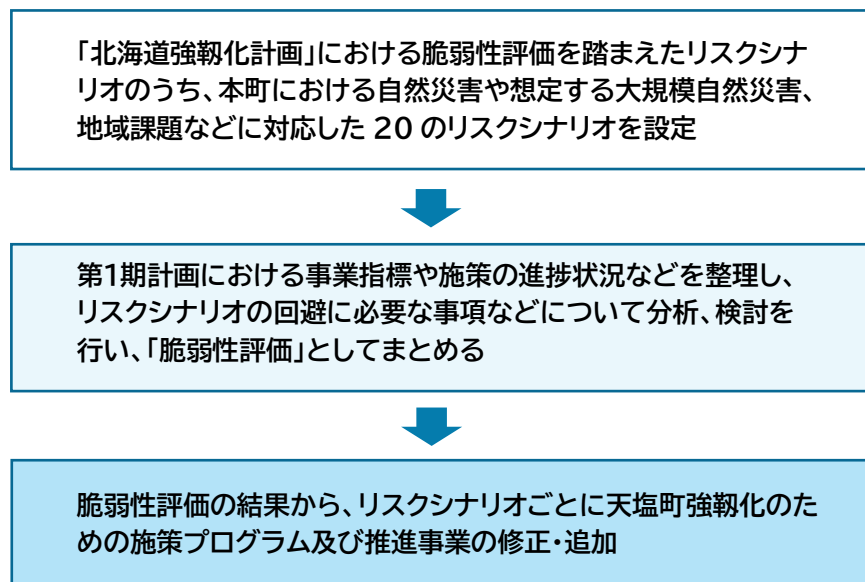
カテゴリー	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
	1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
	2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の長期停止
	2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3 行政機能の確保	3-1 町内における行政機能の大幅な低下
4 経済活動の機能維持	4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
	4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響
	4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
	5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
6 迅速な復旧・復興等	6-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

3. 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害などに対する脆弱性を分析・評価すること(以下、「脆弱性評価」という。)は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり(基本法第9条第5項)、基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本町においても、第1期計画における事業指標や施策の進捗状況を点検するとともに、本計画に掲げる施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」などを参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施し、施策プログラム及び推進事業の修正・追加を行います。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



4. 脆弱性評価

「2.リスクシナリオの設定について」で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、第1期計画における施策の進捗状況を整理し、事態の回避に向けた施策の対応力について、分析・評価を行いました。

評価に当たっては、達成度を定量的に把握するため、第1期計画での目標値を含めた現状の数値データを収集し、参考指標として活用しました。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

【1-1-1】建築物等の耐震化

①公共施設の耐震化

- 公共施設の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、促進を図る必要があります。（総務課財政管財係）
- 福祉施設、体育施設や公民館など不特定多数が集まる施設等においては、災害時には避難所や救護施設として利用されることから、未だ耐震化がなされていない施設については必要な耐震化を推進する必要があります。（総務課財政管財係）

②民間建築物の耐震化

- 民間住宅等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、促進を図る必要があります。（建設課建築係）

【1-1-2】建築物等の老朽化対策

①公共施設の老朽化対策

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めていますが、今後更新時期を迎える建築物については「個別施設計画」を策定し維持管理又は複合・廃止を実施する必要があります。（総務課財政管財係）
- 公営住宅については「天塩町公営住宅等長寿命化計画」に基づき維持・建替・廃止を実施する必要があります。（建設課建築係）

②民間建築物の老朽化対策

- 民間建築物については、リフォーム助成事業等の活用による老朽化対策支援を実施する必要があるほか、「空き家等対策計画」に基づき空き家の解体撤去を推進する必要があります。（住民課住民振興係）

③予防保全型への転換

- インフラ整備及び管理の効率化と費用軽減のためには、施設に不具合が生じてから対策を行う「事後保全型」から、損傷が軽微な早期段階での手当てによって施設を長寿命化させる「予防保全型」への転換を図る必要があります。（総務課財政管財係）

【1-1-3】緊急輸送道路等整備の推進

①緊急輸送道路の整備促進

- 救急救護活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、北海道及び市町村と連携を図り整備を推進する必要があります。(住民課住民安全係)
- 道路管理者と民間団体等との協定締結等により、道路啓開や優先的な除雪を実施するための仕組みを構築する必要があります。(建設課港湾道路係)
- 被災時において避難や救護を円滑かつ迅速に行うために、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を合わせて推進する必要があります。(住民課住民安全係)

【1-1-4】火災予防・防火意識の啓発

①未然防止・被害軽減

- 火災の未然防止や被害軽減を図るため、引き続き関係機関との連携を強化し、火災予防・防火に関する啓発活動や危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要があります。(住民課住民安全係)
- 火災被害の軽減を図るため、北留萌消防組合と連携して住宅用火災警報器の設置を促進する必要があります。(住民課住民安全係)

リスクシナリオ 1-1における指標と現状値

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況:73.1%

防災拠点となる公共施設等の個別施設計画策定率:65.4%

空き家対策計画:策定(R3)

空き家解体撤去件数:1件

住宅等火災警報器設置率:79%(R5)

公営住宅等長寿命化計画:策定(R1)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【1-2-1】警戒避難体制の整備

①警戒避難体制の整備

- ハザードマップ更新など警戒避難体制の整備を促進する必要があります。
(住民課住民安全係)

②土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定

- 北海道と連携して必要な調査を行うとともに、危険箇所が判明した場合は区域の指定を推進する必要があります。(住民課住民安全係)

③ハザードマップのデジタル化

- 個人や企業が自ら行動できるよう、災害履歴情報及び各種災害警戒区域をレイヤー化するなど、ハザードマップを視覚的に分かりやすい形で生成し、デジタルデータで配信するなど、防災情報の高度化を行う必要があります。(住民課住民安全係)

④情報の多言語化

- 在住の外国人や訪日外国人が、必要な情報を得られなかったために被災する恐れがあることから、多言語の情報伝達手段の確立が必要です。(住民課住民安全係)

【1-2-2】砂防設備整備の促進

①砂防設備整備の促進

- 北海道では、土砂災害の恐れがある箇所を対象に、順次砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等、地すべり防止施設等の整備を進めているものの、未だ未整備箇所が数多く残されていることから、北海道との連携を図りながら必要な調査協力を行い、砂防設備等の整備を促進する必要があります。(住民課住民安全係)

リスクシナリオ 1-2 における指標と現状値

土砂災害指定区域数:6区域

ハザードマップ作成:作成済2000部(H30)

ハザードマップの多言語化:未整備

ハザードマップのデジタル化:未整備

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【1-3-1】津波避難体制の整備

①津波ハザードマップの周知と見直し

- 平成30年にハザードマップを作成し全世帯に配布済みですが、今後新たな津波浸水想定や津波災害警戒区域の設定がされるなどの情勢変化に応じて、ハザードマップの見直しや避難体制の再整備を行う必要があります。(住民課住民安全係)

②ハザードマップのデジタル化

- 個人や企業が自ら行動できるよう、災害履歴情報及び各種災害警戒区域をレイヤー化するなど、ハザードマップを視覚的に分かりやすい形で生成し、デジタルデータで配信するなど、防災情報の高度化を行う必要があります。(住民課住民安全係)

③情報の多言語化

- 在住の外国人や訪日外国人が、必要な情報を得られなかったために被災する恐れがあることから、多言語の情報伝達手段の確立が必要です。(住民課住民安全係)

④津波避難計画の周知・啓発

- 平成31年に策定した津波避難計画については、今後新たな津波浸水想定や津波災害警戒区域の設定がされるなどの情勢変化に応じて、改訂を行う必要があります。(住民課住民安全係)

⑤津波避難路における環境整備

- 津波発生時の避難経路や津波警報時のサイレンパターンを周知し、町民の防災意識の啓発を行うとともに、北海道と連携して避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置について、海拔、津波浸水予想地域・津波襲来時間や高さの表示、避難方向や場所等を示す案内看板などの整備を促進する必要があります。(住民課住民安全係)

⑥避難訓練の実施

- 町民の津波に対する防災意識の啓発のため、津波時の避難経路や浸水想定、サイレンパターン等を引き続き周知し、町内会において津波を想定した避難訓練を実施する必要があります。(住民課住民安全係)

【1-3-2】海岸保全施設等の整備

①海岸保全施設等の整備

- 海岸保全施設の整備については、北海道との連携のもとで、海岸堤防などの施設整備を計画的に行うとともに、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づく老朽化対策や施設の維持管理を適切に実施する必要があります。(建設課港湾道路係)

リスクシナリオ 1-3における指標と現状値

津波避難計画策定：策定済(H30)

【再掲】ハザードマップ作成：作成済2000部(H30)

【再掲】ハザードマップの多言語化：未整備

【再掲】ハザードマップのデジタル化：未整備

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【1-4-1】洪水・内水ハザードマップの作成

①洪水ハザードマップの周知と見直し

- 平成30年にハザードマップを作成し全世帯に配布済みですが、天塩川流域における避難体制の整備や、住民の防災意識の向上と自主避難体制整備の促進を図る必要があります。(住民課住民安全係)
- ハザードマップを活用した防災訓練の実施促進や、避難の実効性を高めるための情報発信を整備する必要があります。(住民課住民安全係)

②ハザードマップのデジタル化

- 個人や企業が自ら行動できるよう、災害履歴情報及び各種災害警戒区域をレイヤー化するなど、ハザードマップを視覚的に分かりやすい形で生成し、デジタルデータで配信するなど、防災情報の高度化を行う必要があります。(住民課住民安全係)

③情報の多言語化

- 在住の外国人や訪日外国人が、必要な情報を得られなかったために被災する恐れがあることから、多言語の情報伝達手段の確立が必要です。(住民課住民安全係)

【1-4-2】河川改修等の治水対策

①河川改修等の治水対策

- 管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備、洪水を一時的に貯留するダムや遊水地の整備などの治水対策を行ってききましたが、未だ進捗途上であることから、近年浸水被害を受けた河川や市街地を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要があります。(建設課土木係)

②予防保全型への転換

- インフラ整備及び管理の効率化と費用軽減のためには、施設に不具合が生じてから対策を行う「事後保全型」から、損傷が軽微な早期段階での手当てによって施設を長寿命化させる「予防保全型」への転換を図る必要があります。(建設課土木係)

③内水浸水被害の軽減

- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプや雨水管渠などの計画的な更新を進める必要があります。(建設課港湾道路係)

【1-4-3】ダムの防災対策

①ダムの防災対策

- 大雨発生時における既設ダムの治水効果の発揮を図るため、ダム本体の改良整備や管理用制御装置等の機器の修繕・更新を実施し、ダム施設の適切な維持管理を進める必要があります。(農林水産課農地整備係)
- 災害時の民安ダムにおける業務継続体制の整備を図るため国と連携してBCP計画を推進する必要があります。(農林水産課農地整備係)

【1-4-4】ため池の防災対策

①ため池の防災対策

- 大規模地震や豪雨等を起因とした、ため池の決壊などによる二次災害を防止するため、早急に未実施箇所の点検・診断を行い、点検結果に基づく必要な対策を推進する必要があります。（農林水産課農地整備係）

リスクシナリオ 1-4における指標と現状値

【再掲】ハザードマップ作成：策定済(H30)

業務継続計画策定(ダム)：策定(R1)

農業用ため池届出件数：1件

【再掲】ハザードマップの多言語化：未整備

【再掲】ハザードマップのデジタル化：未整備

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

【1-5-1】 暴風雪時における道路管理体制

①道路管理体制の強化

- 各道路管理者(国・北海道・天塩町)の連携による定期的なパトロールを実施し、暴風雪時には交通障害の発生や通行止めなど迅速な情報共有体制及び住民への情報伝達体制を整備する必要があります。(建設課港湾道路係)

【1-5-2】 防雪施設の整備

①防雪施設の整備促進

- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めていますが、必要箇所への対策は進捗途上にあるとともに、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要があります。(建設課港湾道路係)

【1-5-3】 除雪体制の確保

①除雪体制の確保

- 管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者(国・北海道・天塩町)による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めていますが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要です。(建設課港湾道路係)
- 安定的な除雪体制が確保できるよう、除雪機械の計画的な更新など、持続可能な除雪体制整備を推進する必要があります。(建設課港湾道路係)

リスクシナリオ 1-4における指標と現状値

除雪車両台数:14台

2. 救助・救急、活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【2-1-1】合同訓練など関係行政機関の連絡体制整備

①関係機関相互の連携体制強化

- 防災関係機関で構成する「天塩町防災会議」を中心に、天塩町防災計画の推進や防災訓練の実施など関係行政機関の連携を図っており、今後も消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要があります。(住民課住民安全係)

【2-1-2】自衛隊体制の維持・拡充

①自衛隊体制の維持・拡充

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人(延べ83万人)の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の北海道内外における大規模自然災害時に備え、北海道の自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた地理的特性等を踏まえ、北海道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、北海道と連携して自衛隊体制の維持・拡充を図る必要があります。(企画商工課広報情報係)

【2-1-3】救急活動等に不可欠な情報基盤・資機材の整備

①情報基盤、資機材の整備

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要があります。(住民課住民安全係)

②消防団活動の促進

- 消防団の装備の充実や団員の増員を促進する必要があります。(住民課住民安全係)

③デジタル技術の活用

- 人が立ち入ることが困難な場所での情報収集や、災害時における被災者の救援救護や住民との情報共有に向け、ドローンの導入や AI、IoT などの最新のデジタル技術の活用を推進する必要があります。(住民課住民安全係)

リスクシナリオ2-1における指標と現状値

消防団団員数:76 人(R5)

防災監の活用:活用(1人)(R5)

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

【2-2-1】病院の機能強化と災害時連携

①医療体制の強化

- 災害時は救護所となる天塩町立国民健康保険病院の自家発電設備及び応急用医療資機材について適正な維持管理を実施するとともに、医療機器の計画的な更新を実施し、安定的な医療体制を確保する必要があります。(町立病院)
- 大規模災害発生時の指揮調整機能の混乱や業務量増加、人手不足等により、円滑な保健医療福祉活動が進められないことで、被災者の健康・心理状態が悪化する恐れがあります。(住民課住民安全係)

【2-2-2】災害時における福祉的支援

①避難行動要支援者情報の管理

- 社会福祉協議会や民生委員など福祉関係者との連携を図り、地域の高齢者や障がい者等の要配慮者を把握し、要配慮者家族への自助・共助の啓発、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制を整備する必要があります。(福祉課福祉係)
- 福祉避難所における要配慮者への相談助言体制のより一層の推進を図る必要があります。(福祉課福祉係)

②災害用資機材等の整備

- 福祉避難所における災害用資機材や物資の整備を図る必要があります。(福祉課福祉係)

【2-2-3】防疫対策・健康管理

①平時からの健康管理

- 被災者への効率的な健康管理を実施するため、平時から健康増進に対する取組の推進や、定期的な健康状態の把握体制を整備する必要があります。(福祉課ふれあい係)

②予防接種の推進

- 災害発生時においては速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から定期の予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要があります。(福祉課ふれあい係)

リスクシナリオ2-2における指標と現状値
要援護者台帳整備:整備
災害時連絡体制整備(民生委員):整備
予防接種率(定期:乳幼児):100%(R5)
予防接種率(定期:高齢者):58.5%(R5)
特定健診受診率:48.2%(R4)

2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の長期停止

【2-3-1】支援物資の供給等に係る連携体制整備

①災害時協定の対象業務の拡大や協定内容の見直し

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において北海道や民間企業・団体等と災害時協定を締結していますが、これらの協定の効率的な活用を推進するためにも、対象業務の拡大や協定内容の見直しを適宜行い、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要があります。（住民課住民安全係）

②地域防災拠点の拡充

- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ地域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方や広域防災拠点との連携など、北海道や関係機関と連携の下、多角的に検討する必要があります。（住民課住民安全係）

③ボランティア活動の推進

- 社会福祉協議会などの関係機関と連携したボランティア等の受入体制の整備とボランティア支援をコーディネートする人材の育成を促進するとともに、災害時における円滑なボランティア受入窓口の設置及び活動環境の整備を図る必要があります。（住民課住民安全係）

【2-3-2】非常用物資の備蓄促進

①災害関連死の最大限防止

- 避難生活における災害関連死の最大限防止のためには、災害用トイレや簡易ベッドの活用、間仕切り用パーティションやテントによるプライバシーの確保、トレーラーハウス・コンテナハウスを活用した応急仮設住宅の確保等、被災状況に応じた避難所や仮設住宅の環境改善を推進する必要があります。（住民課住民安全係）

②物資等の備蓄と配備体制の整備

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、「天塩町防災備蓄計画」に基づき行政備蓄・調達体制を強化するとともに、広域での応援体制の整備を推進する必要があります。（住民課住民安全係）
- 自主防災組織による備蓄管理やコミュニティ防災拠点における備蓄体制を整備する必要があります。（住民課住民安全係）

③備蓄啓発

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため、北海道と連携して家庭内備蓄の意義や必要性についての啓発活動に取り組む必要があります。（住民課住民安全係）

リスクシナリオ2-3における指標と現状値
災害時協定締結件数:16件(R5)
防災備蓄計画策定:策定(H27)
食料備蓄数:5,464食(R5)
地域防災マスター人数:9人(R5)
防災士人数:2人(R5)

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

【2-4-1】避難場所の整備と周知

①避難場所の整備と周知

- 指定避難所について、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制の整備及び高齢者や障がい者等の要配慮者の安全確保のために必要な整備を図る必要があります。(住民課住民安全係)
- 災害時の避難場所として活用される公共施設等や公園、集会所について、災害用資機材の整備や建物の耐震改修なども含め、引き続き地域の実情に応じた整備を促進する必要があります。(住民課住民安全係)

【2-4-2】避難所等の生活環境の改善及び健康への配慮

①良好な生活環境の確保

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、健康面に配慮した食事の提供や生活環境の改善に必要な備品等の整備を推進するとともに、トイレ環境の向上を図る必要があります。(住民課住民安全係)

②感染症対策

- 避難所等の衛生管理や地域住民等の健康管理のため、感染症の感染拡大時における感染防止策にも配慮しながら、消毒液の確保・散布、保健師による健康相談の実施、入浴の支援、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、被災地域の衛生環境維持対策を促進する必要があります。(住民課住民安全係)

【2-4-3】積雪寒冷を想定した避難所整備

①厳冬期を想定した資機材の備蓄

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要があります。(住民課住民安全係)

【2-4-4】避難住民の「こころのケア」体制の充実

①継続的なマネジメント

- 必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題を個別の相談等により把握し被災者の自立・生活再建が進むよう、継続的にマネジメントする取組を促進する必要があります。(福祉課ふれあい係)

リスクシナリオ2-4 における指標と現状値

災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たす避難所数:1箇所

防災備蓄計画:策定(H27)

ポータブルストーブ備蓄数:65 台

毛布備蓄数:949 枚

3. 行政機能の確保

3-1 町内における行政機能の大幅な低下

【3-1-1】災害対策本部機能の強化

①災害拠点の機能確保

- 災害対策本部となる役場庁舎については、災害時の機能確保・維持を図るため、自家発電装置の整備を進めるとともに、職員の召集体制や関係機関との連絡体制を構築する必要があります。(総務課総務係)
- 災害発生時に安定的な通信サービスを可能な限り確保するため、通信施設の耐災害性の向上や自家発電等非常用電源の確保、燃料の備蓄・調達等を進めるほか、多様な通信手段の確保を図る必要があります。(住民課住民安全係)
- 通信施設の耐災害性の向上や自家発電等非常用電源の確保、燃料の備蓄・調達等を進めるほか、多様な通信手段の確保を図る必要があります。(企画商工課広報情報係)

②男女共同参画

- 幅広い視点確保の観点から、町の災害対応部局において女性職員の参画を推進する必要があります。(総務課総務係)

【3-1-2】業務継続体制の整備

①業務継続体制の整備

- 災害発生時における行政業務の継続確保に向けて、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて庁内各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめるため、業務継続計画の策定を推進する必要があります。(総務課総務係)

②官民連携の推進

- 民間資金の活用や公共性の高い民間インフラの維持管理など官民連携の強化に向け、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策、維持管理等を推進し官民連携を推進する必要があります。(総務課財政管財係)

③データの分散管理

- 災害時にもデータを失うことがないように、日常的に蓄積・活用されているあらゆるデータについて、その特性やセキュリティ等を勘案の上、クラウド技術やオフラインの記録メディアの活用を含めた分散管理を推進する必要があります。(総務課総務係)

【3-1-3】広域応援・受援体制の整備

①広域応援・受援体制の整備

- 大規模災害が発生した場合の災害応急体制の確保を図るため、北海道と他市町村との応援・受援体制の構築を図る必要があります。(総務課総務係)
- 大規模災害に伴う多数の死者により、被災地の火葬能力を超え、多数の遺体を火葬できない場合には、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫等につながるおそれがあります。(住民課住民振興係)

【3-1-4】IT関係業務継続体制の整備

①IT部門における業務継続計画の策定

- 大規模災害時においても、行政業務を継続する上で重要な役割を果たす情報システムの機能を維持・継続するために、システムに係るサーバーのデータセンターへの移設など「IT部門における業務継続計画」の策定を推進し、取組を計画的に進める必要があります。(総務課総務係)

リスクシナリオ3-1における指標と現状値

職員初動マニュアル:未改訂

業務継続計画策定:未策定

業務継続計画策定(IT):未策定

職員災害時派遣:0人(R5 実績)

4. 経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【4-1-1】 本社機能や生産拠点の立地(リスク分散)

①本社機能や生産拠点の立地促進

- 東日本大震災以降、企業においては首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえてリスク分散に適した北海道の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の北海道への立地を促進するための取組を連携し強化する必要があります。(企画商工課商工観光係)

【4-1-2】 企業における事業継続体制の強化

①民間事業者における事業継続体制の整備

- 中小企業の事業継続計画の策定を促進するため、国と北海道と連携して、共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対してはその策定を支援する必要があります。(企画商工課商工観光係)
- 企業の経営強靱化及び災害時の事業活動の継続に資するため、商工会と連携して「事業継続力強化支援計画」の策定する必要があります。(企画商工課商工観光係)

【4-1-3】 被災企業等への金融支援

①被災企業等への金融支援

- 国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、本町においてはこうしたセーフティネット策を周知するとともに、国と北海道と連携して、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要があります。(企画商工課商工観光係)

リスクシナリオ4-1における指標と現状値

企業誘致件数:1 件(前期累計)

企業への事業継続計画策定支援:0 件(前期累計)

業務継続力強化支援計画(R3.3.17 計画認定、R6.6.13 変更認定):策定(R3)

4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

【4-2-1】港湾の機能強化

①港湾機能の強化

- 災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として緊急物資や人員などの輸送拠点として主な役割を担うため、平時より、ターミナル機能の強化や船舶の大型化など物流の変化に対応した港湾整備など、港湾の機能強化を推進する必要があります。（建設課港湾道路係）
- 災害に備えた港湾の耐震化、液状化対策、老朽化対策など国の事業等を活用しながら計画的な整備を推進する必要があります。（建設課港湾道路係）

【4-2-2】陸路における流通経路等の機能強化

①陸路における流通経路等の機能強化

- 災害時においても集送乳などの陸路における農水産物等の円滑な輸送や物流機能の維持を図るため、流通経路の道路設備等の効果的な整備を進める必要があります。（建設課港湾道路係）

リスクシナリオ4-2における指標と現状値

取扱貨物量：516,322t(R5)

入港船舶隻数：2,223 隻(R5)

4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

【4-3-1】食料生産基盤の整備

①生産基盤の整備

- 北海道の農水産は高い食料供給力を持っており、大規模災害により生産基盤が打撃を受けた場合は全国の食料需給に影響を及ぼすことが危惧されることから、本町における農水産業においても、平時はもとより、大規模災害に備え、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の防災・減災対策の整備を推進する必要があります。(農林水産課)
- 「天塩町鳥獣被害防止計画」に基づき、農水産物の鳥獣による被害防止策を実施し、安定的な生産基盤の整備を推進する必要があります。(農林水産課生産振興係)

②生産力の向上

- 農水産業の生産力の向上を図るため、ロボットやAIの活用による省力・高生産な農水産業経営に資する取組を推進する必要があります。(農林水産課)

【4-3-2】農水産業の体質強化

①担い手の育成・確保

- 北海道の農水産業は厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、本町においても経営安定対策や担い手の育成確保など、農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要があります。(農林水産課)

【4-3-3】町産食料品の販路拡大

①付加価値向上と販路拡大

- 災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農水産物の輸出拡大の取組など、北海道と連携して生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要があります。(農林水産課)

【4-3-4】町産農水産物の産地備蓄の推進

①産地備蓄の推進

- 国では、不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っています。が、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、雪氷冷熱等を利用した農水産物の長期貯蔵など、農水産物の円滑な供給に資する取組を進める必要があります。(農林水産課)

リスクシナリオ4-3における指標と現状値
農家戸数:77戸
農業法人数:8法人
新規就農者数:0人/年
農業後継者成婚者数:0組
漁獲高:550,000 千円(R5)
6次産業化数:2 事業者

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

【4-4-1】森林の整備・保全

①森林の整備・保全

- 本町の総面積の22%を占めている森林について、土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、「天塩町森林整備計画」に基づき、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要があります。（農林水産課水産林政係）
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進する必要があります。（農林水産課水産林政係）

【4-4-2】農地・農業水利施設等の保全管理

①農地等の保全管理

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要があります。（農林水産課農地整備係）

リスクシナリオ4-4における指標と現状値

無立木地：20.95ha(R5)

森林経営計画認定率：91.4%(R4)

河川愛護組合：5組合

5. 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

【5-1-1】 関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報共有化

①情報伝達体制の強化

- 北海道防災情報システムの運用により北海道と密に情報共有を図り、防災気象情報や避難情報などの災害情報を住民等へ伝達していますが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うために、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした業務習熟を図る必要があります。(住民課住民安全係)
- 災害時における被災地住民の安否確認や避難所運営の効率化に向け、デジタル等新技術の活用による個人確認の迅速化・高度化を図る必要があります。(住民課住民安全係)

②行政間の通信体制確保

- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、北海道の行政機関を結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新と災害時の通信体制を確保する必要があります。(総務課総務係)

③通信手段の多重化

- 被災による有線系統(有線電話や携帯電話など)の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、行政機関における地域の電波特性を考慮した通信機器の整備を推進する必要があります。(総務課総務係)

【5-1-2】 住民等への情報伝達体制整備

①安否情報の効果的な収集・提供

- 災害時における住民安否情報の確認のため、国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要があります。(住民課住民安全係)

②多様な方法による情報伝達

- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災情報配信システムや緊急速報メールなどの計画的な更新・整備を促進する必要があります。(住民課住民安全係)
- 高齢者や障がい者も含めた全ての人への迅速な避難行動を支援するため、緊急速報メールなどのプッシュ型情報配信を普及させる必要があります。(住民課住民安全係)

③通信インフラの整備

- 「Lアラート(災害情報共有システム)」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要があります。(住民課住民安全係)
- テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民等へ防災情報を確実に伝達するため避難所等に公衆無線LAN等の機能を備えた防災情報ステーションを整備するなど、市街地及びへき地における耐災害性を向上する通信インフラを整備する必要があります。(住民課住民安全係)
- 災害情報の提供に有効なテレビやラジオについては、その機能を確保するため、共聴施設の計画的な維持管理などテレビやラジオの難聴対策を推進する必要があります。(企画商工課広報情報係)

① 観光客への伝達体制

- 災害発生時において、観光客の安全を確保し適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、「道の駅」や「てしお温泉夕映」を中心として、災害から観光客を守る受け入れ体制を整備する必要があります。（企画商工課観光施設係）
- 特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本町を訪れる多数の外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、国が策定した指針等に沿って北海道と連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を整備する必要があります。（住民課住民安全係）

⑤ 要支援者への対策

- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、要支援者名簿の作成・活用や具体的な避難方法等をまとめた個別避難計画の策定を推進する必要があります。（福祉課福祉係）

【5-1-3】 冬季も含めた帰宅困難者対策の実施

① 冬季も含めた帰宅困難者の避難対策

- 暴風雪による視界不良での多数の帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要があります。（住民課住民安全係）

【5-1-4】 自主防災組織の結成支援

① 自主防災組織の結成支援

- 自主防災組織の結成率は62.2%であり、災害時の円滑な情報伝達及び地域防災力の向上と地域住民等による「共助」の浸透を図るため、地域防災マスター制度等を活用し、組織結成を促進する必要があります。（住民課住民安全係）

② 行政と住民等とのコミュニケーションの強化

- 発災時における避難や復旧・復興活動を円滑に行うため、平時から町と地域のコミュニケーションの向上を図る必要があります。（住民課住民安全係）

【5-1-5】 防災教育の推進

① 地域防災活動の推進

- 町内会等への出前講座等を実施するなど、地域全体での「自助」、「共助」、「公助」による防災意識のより一層の浸透を図る必要があります。（住民課住民安全係）
- 男女共同参画など幅広い視点確保の観点から自主防災組織や消防団等の地域における女性の参画を推進する必要があります。（住民課住民安全係）
- 身を守る避難行動のとり方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、学校や地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要があります。（住民課住民安全係）

②防災教育の普及

- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めており、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要があります。(教育委員会学校教育係)
- 過去の災害から得られた教訓・知識を伝承・実践する活動を推進する必要があります。(住民課住民安全係)
- 町在住の外国人も被災時の対応を連携して行えるよう、職場や地域の自治組織等を通じ、防災教育等を推進する必要があります。(住民課住民安全係)

③タイムライン防災の推進

- あらゆる災害に対応したタイムライン防災を推進する必要があります。(住民課住民安全係)

④地区防災計画の策定

- 地区居住者等による地区防災計画の策定を町と連携して取り組み、自発的な防災活動や適切な避難行動の促進等の自助・共助・公助の向上を図る必要があります。(住民課住民安全係)

リスクシナリオ5-1における指標と現状値

自主防災組織結成率:62.2%

【再掲】地域防災マスター人数:9人

公衆用 Wi-Fi 設置率(指定避難所):100%

町内通信インフラ整備率:100%

町防災訓練の実施:1回/年(R5)

個別避難計画策定:未策定

防災出前講座実施数:4回/年(R5)

災害避難訓練実施(天塩小学校・啓徳小学校・天塩中学校):6回/年

【再掲】防災士人数:2人(R5)

個別受信機の設置:10台

住民参加型の防災事業の開催:1回/年

防災訓練における外国人の参加率:未実施

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【5-2-1】再生可能エネルギーの導入拡大

①再生可能エネルギーの導入拡大

- 日本海沿岸における再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえ、北海道が設定する再生可能エネルギー導入目標の実現に向け連携を強化し、エネルギーの地産地消など関連施策の推進を図る必要があります。(企画商工課まちづくり推進係)

【5-2-2】電力基盤の整備

①非常用電源等の整備

- 被災による停電時における電力供給機能を確保するため、公共施設や避難所等への非常用電源設備や分散型電源を整備する必要があります。(企画商工課まちづくり推進係)

【5-2-3】地域の特性を活かしたエネルギー資源の活用

①エネルギー資源の多様化

- 日本海沿岸における環境的特性を活かした再生可能エネルギーの導入の取組と、北海道と連携してエネルギー構成の多様化の推進を図る必要があります。(住民課住民振興係)

【5-2-4】避難所への石油燃料供給の確保

①石油燃料供給の確保

- 災害時において緊急車両や避難所等への石油燃料の安定供給を確保するため、留萌地方石油業協同組合との連携を図りながら、石油販売事業者との間で災害時連絡体制を整備し、効果的な運用を図る必要があります。(住民課住民安全係)

リスクシナリオ5-2における指標と現状値

災害時協定締結(石油燃料):締結(H21)

災害時連絡体制整備(石油燃料):整備(R5)

公共施設における再生可能エネルギーの導入:1 施設

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

【5-3-1】水道施設の耐震化・老朽化対策

①耐震化及び老朽化対策の推進

- 災害時においても給水機能を確保するため、計画的な水道施設の耐震化及び老朽化対策を推進する必要があります。(建設課水道係)
- 今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を推進する必要があります。(建設課水道係)

②予防保全型への転換

- インフラ整備及び管理の効率化と費用軽減のためには、施設に不具合が生じてから対策を行う「事後保全型」から、損傷が軽微な早期段階での手当によって施設を長寿命化させる「予防保全型」への転換を図る必要があります。(建設課水道係)

【5-3-2】水道施設の防災機能強化

①耐災害性の向上と給水体制の整備

- 水道施設が被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、配水地や緊急遮断弁、送水管・配水管の耐災害性の向上や、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要があります。(建設課水道係)

【5-3-3】下水道施設の耐震化・老朽化対策

①耐震化及び老朽化対策の推進

- 地震時における下水道機能の確保のため、下水道施設の耐震化を推進する必要があります。また、施設の改築・更新など計画的な維持管理を行うためにストックマネジメント計画の推進を図る必要があります。(建設課下水道係)
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要があります。(住民課住民振興係)

②予防保全型への転換

- インフラ整備及び管理の効率化と費用軽減のためには、施設に不具合が生じてから対策を行う「事後保全型」から、損傷が軽微な早期段階での手当によって施設を長寿命化させる「予防保全型」への転換を図る必要があります。(建設課下水道係)

【5-3-4】下水道業務継続計画の策定

①業務継続計画の策定

- 下水道事業について災害時の業務継続体制の整備を図るため、下水道施設BCP等を活用しながら計画的な整備を推進していく必要があります。(建設課下水道係)

リスクシナリオ5-3における指標と現状値
水道配水管等更新計画:策定(R1)
下水道施設の長寿命化計画:策定(H26)
ストックマネジメント計画策定:策定
生活排水処理率((下水道接続人口+合併浄化槽人口)÷人口):77.6%
下水道BCP策定:策定(H27)

5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【5-4-1】高規格幹線道路を軸とした道路交通ネットワークの整備

①アクセス道路の整備とネットワーク化

- 災害時に被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を北海道と連携して推進する必要があります。（企画商工課まちづくり推進係）
- 国道231・232号は、第一次緊急輸送道路に指定されているもののその地理的条件からこれまで法面崩落・吹雪・越波による大きな被害を受けているため、強靱化及び安全性向上に向け、関係機関と連携して要望を継続する必要があります。（企画商工課まちづくり推進係）

【5-4-2】道路施設の防災対策、耐震化・老朽化対策

①計画的な整備と維持管理

- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、「天塩町橋梁長寿命化修繕計画書」に基づき、計画的な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要があります。（建設課土木係）

②予防保全型への転換

- インフラ整備及び管理の効率化と費用軽減のためには、施設に不具合が生じてから対策を行う「事後保全型」から、損傷が軽微な早期段階での手当によって施設を長寿命化させる「予防保全型」への転換を図る必要があります。（建設課土木係）

③農道・農道橋の維持管理

- ほ場からの農産物搬出、農業機械が肥料散布や農作業のために圃場へ出入り、放牧のために河川や明渠排水路等の構造物を横断するなど農業利用を主目的に整備された農道・農道橋について、重要な機能を担っていることから、計画的な点検・診断を引き続き推進するとともに、点検結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要があります。（農林水産課農地整備係）

【5-4-3】航空ネットワークの維持・拡充

①航空ネットワークの維持・拡充

- 広域分散型の北海道では、人員の移動や物資の輸送において、航空路線は欠くことのできない重要な役割の一つであるため、北海道と連携して航空ネットワークを構成する各航空路線の維持・拡充を推進する必要があります。（企画商工課まちづくり推進係）

【5-4-4】鉄道の機能維持・強化

①鉄道の機能維持・強化

- 災害時における救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、北海道及び鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続可能な鉄道網の確立に向けた取組を推進する必要があります。（企画商工課まちづくり推進係）

リスクシナリオ5-4における指標と現状値
橋梁改修数:22 橋(R5) 道路管理台帳整備:デジタル化(R5) 道路橋の定期点検:100橋(R5)

6. 迅速な復旧・復興等

6-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【6-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備

①災害廃棄物の処理体制の整備

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画を見直し、被災側と支援側の両面から災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要があります。(住民課住民振興係)

【6-1-2】地籍調査の実施

①地籍調査の推進

- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査等の推進を図る必要があります。(総務課財政管財係)

【6-1-3】仮設住宅等の迅速な確保

①仮設住宅等の迅速な確保と選定体制の整備

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧・復興のための土地の確保や、住家の被害認定調査など、対象者及び対象箇所の迅速かつ適切な選定体制を整備する必要があります。(住民課住民安全係)

リスクシナリオ6-1における指標と現状値

災害廃棄物処理計画策定:未策定

地籍調査進捗率:98%

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

【6-2-1】災害対応に不可欠な建設業の振興と連携

①建設業との連携

- 大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要があります。（住民課住民安全係）

②デジタル活用による建設産業の高度化・効率化

- 人口減少が加速する地方においても人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりの観点から、デジタル技術の活用による建設生産プロセスの高度化・効率化、建設機械の自動化・遠隔化技術等の普及を推進する必要があります。（建設課建築係）

【6-2-2】建設業の担い手確保

①担い手確保

- 災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要があります。（企画商工課商工観光係）

【6-2-3】技術職員による応援体制

①応援体制の強化

- 北海道において、道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対応する「公共土木施設災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する連絡会議」を設置し、応援の仕組みの整備や情報伝達に関する訓練など行っていますが、引き続き北海道と連携して、連絡会議の枠組みを活用した応援体制の強化を図る必要があります。（建設課土木係）

【6-2-4】地域コミュニティ機能の維持・活性化

①地域コミュニティの活性化

- 人口減少と少子高齢化により集落機能の低下が懸念されることから、集落機能の維持や地域間交流の促進を図るため、移住・定住の促進や関係人口増加による地域コミュニティの活性化を推進する必要があります。（企画商工課まちづくり推進係）

【6-2-5】行政職員の活用促進

①災害対応スキルの向上

- 人員が不足した場合においても災害復旧・復興業務を円滑に実施するため、行政職員一人ひとりの災害対応スキルの向上を推進する必要があります。（総務課職員厚生係）

②広域応援体制の強化

- 管内8市町村との相互応援協定を締結していますが、同時被災を回避する観点から、広域的な視点で応援体制を強化する必要があります。（企画商工課まちづくり推進係）

リスクシナリオ6-2における指標と現状値
移住定住促進住宅利用件数:8 人(R5)
地域おこし協力隊定住延人数:8 人(R5)
職員研修実施(防災):1 回/年
相互応援協定締結(管外):締結(R5)
町内会組織数:37組織

第4章 強靱化のための施策プログラム

1. 施策プログラムの考え方

「第3章 脆弱性評価」において設定した、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、本町における強靱化施策の取組方針を示す「天塩町強靱化のための施策プログラム」を設定しました。

また、設定した施策プログラムごとに「推進方針」をとりまとめ、この方針に基づき、本町のみならず、国、道、民間それぞれの取組主体が、適切な役割分担と連携のもとで強靱化に向けた取組を推進していきます。

なお、施策の推進にあたっては、施設整備や耐震化・老朽化対策、代替施設の確保などの「ハード対策」のみではなく、情報収集・発信、防災訓練や防災教育などの「ソフト対策」を組み合わせるものとしします。

2. 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、リスクシナリオごとに事業指標を設定し、計画策定時における現在値に対する目標年度における目標値として標記します。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることから、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づけます。

また、計画策定後の状況変化等に柔軟に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて目標値の見直しや新設を行うこととします。

3. 施策の重点化(重点化すべき施策項目の設定)

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図ることとします。

施策プログラムの重点化に当たっては、「基本計画」見直し時における新たな政策である「デジタル等新技術の活用による施策の高度化」及び「地域における防災力の一層の強化」に加え、「北海道強靱化計画」における道北地域の主な施策の展開方向を踏まえながら、「緊急性」、「影響の大きさ」及び「平時の効用」の視点に基づき重点化すべき施策の設定を行います。

重点化する施策については、施策プログラム一覧に“重点”と明記することとします。

4. 施策プログラムの策定

脆弱性評価において設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定します。策定に当たって、当該施策プログラムの推進に関わる取組主体が明確となるように、施策プログラムの末尾にそれぞれ、“国”、“北海道”、“天塩町”、“民間”と明記することとします。

【施策プログラム一覧】

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

【1-1-1】 建築物等の耐震化 重点

【1-1-2】 建築物等の老朽化対策 重点

【1-1-3】 緊急輸送道路等整備の推進

【1-1-4】 火災予防・防火意識の啓発

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【1-2-1】 警戒避難体制の整備 重点

【1-2-2】 砂防設備整備の促進

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【1-3-1】 津波避難体制の整備 重点

【1-3-2】 海岸保全施設等の整備

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【1-4-1】 洪水・内水ハザードマップの作成 重点

【1-4-2】 河川改修等の治水対策 重点

【1-4-3】 ダムの防災対策

【1-4-4】 ため池の防災対策

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

【1-5-1】 暴風雪時における道路管理体制 重点

【1-5-2】 防雪施設の整備

【1-5-3】 除雪体制の確保 重点

2. 救助・救急、活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【2-1-1】 合同訓練など関係行政機関の連絡体制整備

【2-1-2】 自衛隊体制の維持・拡充

【2-1-3】 救急活動等に不可欠な情報基盤・資機材の整備 重点

2. 救助・救急、活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	
2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生	
【2-2-1】 病院の機能強化と災害時連携	重点
【2-2-2】 災害時における福祉的支援	
【2-2-3】 防疫対策・健康管理	重点
2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の長期停止	
【2-3-1】 支援物資の供給等に係る連携体制整備	
【2-3-2】 非常用物資の備蓄促進	重点
2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生	
【2-4-1】 避難場所の整備と周知	
【2-4-2】 避難所等の生活環境の改善及び健康への配慮	
【2-4-3】 積雪寒冷を想定した避難所整備	
【2-4-4】 避難住民の「こころのケア」体制の充実	重点
3. 行政機能の確保	
3-1 町内における行政機能の大幅な低下	
【3-1-1】 災害対策本部機能の強化	重点
【3-1-2】 業務継続体制の整備	重点
【3-1-3】 広域応援・受援体制の整備	重点
【3-1-4】 IT関係業務継続体制の整備	
4. 経済活動の機能維持	
4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	
【4-1-1】 本社機能や生産拠点の立地(リスク分散)	
【4-1-2】 企業における事業継続体制の強化	
【4-1-3】 被災企業等への金融支援	
4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響	
【4-2-1】 港湾の機能強化	
【4-2-2】 陸路における流通経路等の機能強化	
4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響	
【4-3-1】 食料生産基盤の整備	重点
【4-3-2】 農水産業の体質強化	重点
【4-3-3】 町産食料品の販路拡大	
【4-3-4】 町産農水産物の産地備蓄の推進	
4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下	
【4-4-1】 森林の整備・保全	
【4-4-2】 農地・農業水利施設等の保全管理	

5. 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保		
5-1	通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶	
	【5-1-1】 関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報共有化	重点
	【5-1-2】 住民等への情報伝達体制整備	重点
	【5-1-3】 冬季も含めた帰宅困難者対策の実施	
	【5-1-4】 自主防災組織の結成支援	
	【5-1-5】 防災教育の推進	重点
5-2	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	
	【5-2-1】 再生可能エネルギーの導入拡大	
	【5-2-2】 電力基盤の整備	
	【5-2-3】 地域の特性を活かしたエネルギー資源の活用	
	【5-2-4】 避難所への石油燃料供給の確保	
5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	
	【5-3-1】 水道施設の耐震化・老朽化対策	重点
	【5-3-2】 水道施設の防災機能強化	重点
	【5-3-3】 下水道施設の耐震化・老朽化対策	重点
	【5-3-4】 下水道業務継続計画の策定	
5-4	地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
	【5-4-1】 高規格幹線道路を軸とした道路交通ネットワークの整備	重点
	【5-4-2】 道路施設の防災対策、耐震化・老朽化対策	重点
	【5-4-3】 航空ネットワークの維持・拡充	
	【5-4-4】 鉄道の機能維持・強化	
6. 迅速な復旧・復興等		
6-1	災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	
	【6-1-1】 災害廃棄物の処理体制の整備	
	【6-1-2】 地籍調査の実施	
	【6-1-3】 仮設住宅等の迅速な確保	
6-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下	
	【6-2-1】 災害対応に不可欠な建設業の振興と連携	重点
	【6-2-2】 建設業の担い手確保	
	【6-2-3】 技術職員による応援体制	
	【6-2-4】 地域コミュニティ機能の維持・活性化	重点
	【6-2-5】 行政職員の活用促進	

【天塩町強靱化のための施策プログラム】

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

【1-1-1】建築物等の耐震化

①公共施設の耐震化

天塩町

- 耐震化が行われていない公共施設の複合化も含め、計画的な耐震化を実施します。(総務課財政管財係)
- 福祉施設、学校施設や公民館など不特定多数が集まる施設等について、各施設管理者等による耐震化を促進します。(総務課財政管財係)

②民間建築物の耐震化

天塩町、民間

- 耐震診断が義務づけられたホテルや旅館等の民間の大規模建築物に対し、耐震診断や改修等に係る助奨を図り、耐震化を促進します。(建設課建築係)

【1-1-2】建築物等の老朽化対策

①公共施設の老朽化対策

天塩町

- 公共建築物については「個別施設計画」を策定し計画的な維持管理を行い、更新時期を迎えた公共建築物については廃止又は複合化を実施します。(総務課財政管財係)
- 公営住宅については「天塩町公営住宅等長寿命化計画」に基づき適正な維持・建替・廃止を実施します。(建設課建築係)

②民間建築物の老朽化対策

天塩町、民間

- 民間建築物については、リフォーム助成事業等を活用し、老朽化対策支援を実施します。また、「空き家等対策計画」に基づき空き家の解体撤去を推進するとともに、空き家等がもたらす諸問題について住民意識の涵養を図ります。(住民課住民振興係)

③予防保全型への転換

天塩町

- 「事後保全型」から「予防保全型」への転換によりライフサイクルコストの低減を図ります。(総務課財政管財係)

【1-1-3】緊急輸送道路等整備の推進

①緊急輸送道路の整備促進

国、北海道、天塩町、民間

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、市街地における沿道建築物の耐震化や道路整備を国と北海道と連携して計画的に推進します。(住民課住民安全係)
- 道路管理者と民間団体等との協定締結等により、道路啓開や優先的な除雪を実施するための仕組みの構築を推進します。(建設課港湾道路係)
- 被災時において避難や救護を円滑かつ迅速に行うために、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を合わせて推進します。(住民課住民安全係)

【1-1-4】火災予防・防火意識の啓発

①未然防止・被害軽減

天塩町

- 火災の未然防止や防火意識の啓発のため、火災予防・防火に関する啓発活動を実施します。(住民課住民安全係)
- 火災被害の軽減を図るため、北留萌消防組合と連携して住宅用火災警報器の設置を促進します(住民課住民安全係)

《リスクシナリオ 1-1における指標と現状値、目標値》

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和 11 年度)
防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況	73.1%	80.0%
防災拠点となる公共施設等(上記と同じ対象施設 の個別施設計画策定率	65.4%	72.0%
空き家対策計画	策定(R3)	
空き家解体撤去件数	1 件	2 件
住宅等火災警報器設置率	79%(R5)	80%
公営住宅等長寿命化計画	策定(R1)	随時更新

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【1-2-1】警戒避難体制の整備

①警戒避難体制の整備

天塩町

- ハザードマップ更新など近隣住民に対して警戒避難体制の整備を促進します。(住民課住民安全係)

②土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定

北海道、天塩町

- 土砂災害警戒区域近隣の住民に周知を行うとともに、危険箇所が判明した場合は北海道と連携して区域の指定を推進します。(住民課住民安全係)

③ハザードマップのデジタル化

天塩町

- 個人や企業が自ら行動できるよう、災害履歴情報及び各種災害警戒区域をレイヤー化するなど、ハザードマップを視覚的に分かりやすい形で生成し、デジタルデータで配信するなど、防災情報の高度化を図ります。(住民課住民安全係)

④情報の多言語化

天塩町

- 観光等による一時滞在や地域に居住する外国人を対象とした多言語版のハザードマップの作成を行います。(住民課住民安全係)

【1-2-2】砂防設備整備の促進

①砂防設備整備の促進

北海道、天塩町

- 土砂災害の恐れがある箇所について随時北海道へ情報提供を行い、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を促進します。(住民課住民安全係)

《リスクシナリオ 1-2における指標と現状値、目標値》

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和 11 年度)
土砂災害指定区域数	6区域	随時更新
ハザードマップ作成	作成2000部(H30)	R7 年度更新
ハザードマップの多言語化	未整備	R7 年度作成予定の ハザードマップに記載検討

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【1-3-1】津波避難体制の整備

①津波ハザードマップの周知と見直し

天塩町

- ハザードマップについて引き続き周知・配布を行い、今後新たな津波浸水想定や津波災害警戒区域の設定がされるなどの情勢変化に応じ、ハザードマップの見直しをはじめ避難体制の再整備を実施します。(住民課住民安全係)

②ハザードマップのデジタル化

天塩町

- 個人や企業が自ら行動できるよう、災害履歴情報及び各種災害警戒区域をレイヤー化するなど、ハザードマップを視覚的に分かりやすい形で生成し、デジタルデータで配信するなど、防災情報の高度化を図ります。(住民課住民安全係)

③情報の多言語化

天塩町

- 観光等による一時滞在や地域に居住する外国人を対象とした多言語版のハザードマップの作成を行います。(住民課住民安全係)

④津波避難計画の周知・啓発

天塩町

- 平成31年に策定した津波避難計画については、今後新たな津波浸水想定や津波災害警戒区域の設定がされるなどの情勢変化に応じて、改訂を行います。(住民課住民安全係)

⑤津波避難路における環境整備

天塩町

- 津波発生時の避難経路や津波警報時のサイレンパターンを周知し、町民の防災意識の啓発を行うとともに、北海道と連携して避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置について、海拔、津波浸水予想地域・津波襲来時間や高さの表示、避難方向や場所等を示す案内看板などの整備を促進します。(住民課住民安全係)

⑥避難訓練の実施

天塩町

- 町民の津波に対する防災意識の啓発のため、津波時の避難経路や浸水想定、サイレンパターン等を引き続き周知し、町内会において津波を想定した避難訓練の実施を促進します。(住民課住民安全係)

【1-3-2】海岸保全施設等の整備

①海岸保全施設等の整備

北海道、天塩町

- 天塩沿岸における越波・浸水、浸食被害及び津波被害を最小限とするため、海岸保全施設が計画的に整備されるよう北海道との連携を密に実施します。(建設課港湾道路係)

《リスクシナリオ 1-3における指標と現状値、目標値》

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和 11 年度)
津波避難計画策定	策定(H30)	随時更新
【再掲】ハザードマップ作成	作成2000部 (H30)	R7 年度更新
【再掲】ハザードマップの多言語化	未整備	R7 年度作成予定の ハザードマップに記載検討

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【1-4-1】洪水・内水ハザードマップの作成

①洪水ハザードマップの周知と見直し

天塩町

- ハザードマップについて引き続き周知・配布を行い、情勢変化に応じた見直しや天塩川近隣の住民に対する避難体制の再整備を実施します。(住民課住民安全係)
- ハザードマップを活用した防災訓練の実施促進や、避難の実効性を高めるための情報発信の整備を推進します。(住民課住民安全係)

②ハザードマップのデジタル化

天塩町

- 個人や企業が自ら行動できるよう、災害履歴情報及び各種災害警戒区域をレイヤー化するなど、ハザードマップを視覚的に分かりやすい形で生成し、デジタルデータで配信するなど、防災情報の高度化を図ります。(住民課住民安全係)

③情報の多言語化

天塩町

- 観光等による一時滞在や地域に居住する外国人を対象とした多言語版のハザードマップの作成を行います。(住民課住民安全係)

【1-4-2】河川改修等の治水対策

①河川改修等の治水対策

北海道、天塩町

- 管理河川において引き続き計画的な治水対策を行っていくとともに、近年浸水被害を受けた河川や、天塩川をはじめとした町内を流れる河川等の治水対策を重点化し、国や北海道と連携した効率的な整備を推進します。(建設課土木係)

②予防保全型への転換

天塩町

- 「事後保全型」から「予防保全型」への転換によりライフサイクルコストの低減を図ります。(建設課土木係)

③内水浸水被害の軽減

天塩町

- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプや雨水管渠などの計画的な更新を実施します。(建設課港湾道路係)

【1-4-3】ダム防災対策

①ダムの防災対策

国、天塩町

- 民安ダムの大雨発生時における治水効果の発揮を図るため、ダム本体の改良整備や管理用制御装置等の機器の計画的な修繕・更新を国と連携し実施します。(農林水産課農地整備係)
- 災害時の民安ダムにおける業務継続体制の整備を図るため国と連携してBCP計画を推進します。(農林水産課農地整備係)

【1-4-4】ため池の防災対策

①ため池の防災対策	天塩町
■ 大規模地震や豪雨等を起因とした、ため池の決壊などによる二次災害を防止するため、対象となるため池の点検・診断を実施し必要な対策を推進するとともに、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき、随時、農業用ため池の所在や管理状況の把握を実施します。（農林水産課農地整備係）	

《リスクシナリオ 1-4における指標と現状値、目標値》

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和 11 年度)
【再掲】ハザードマップ作成	策定(H30)	R7 年度更新
業務継続計画策定(ダム)	策定(R1)	随時更新
農業用ため池届出件数	1件	1件
【再掲】ハザードマップの多言語化	未整備	R7 年度作成予定の ハザードマップに記載検討

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

【1-5-1】暴風雪時における道路管理体制

①道路管理体制の強化

国、北海道、天塩町

- 暴風雪時には交通障害の発生や通行止めなどのリアルタイム情報を迅速に共有する体制を整備し、住民や外国人を含む観光客への情報伝達体制の強化を実施します。(建設課港湾道路係)

【1-5-2】防雪施設の整備

①防雪施設の整備促進

天塩町

- 要対策箇所への防雪柵や雪崩予防柵などの施工を重点的に実施し、気象条件や地盤の変化による新たな対策が必要な箇所等の把握に努め、一層の効果的な整備を推進します。(建設課港湾道路係)

【1-5-3】除雪体制の確保

①除雪体制の確保

国、北海道、天塩町

- 各管理者(国・北海道・天塩町)による情報共有や相互連携を強化するなど豪雪等異常気象に備え、除雪車両や堆積場など相互支援体制の構築を図ります。(建設課港湾道路係)
- 安定的な除雪体制が確保できるよう、除雪機械の計画的な更新など、持続可能な除雪体制整備を推進します。(建設課港湾道路係)

《リスクシナリオ 1-5における指標と現状値、目標値》

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和 11 年度)
除雪車両台数	14台	14台

2. 救助・救急、活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【2-1-1】合同訓練など関係行政機関の連絡体制整備

①関係機関相互の連携体制強化

北海道、天塩町

- 消防・警察・自衛隊など関係機関との連絡体制の整備及び連携強化や退職自衛官を活用し、災害対応力の飛躍的な向上を推進します。(住民課住民安全係)

【2-1-2】自衛隊体制の維持・拡充

①自衛隊体制の維持・拡充

北海道、天塩町

- 北海道の自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた地理的特性等を踏まえ、北海道と連携した自衛官募集広報や訓練実施など自衛隊体制の維持・拡充を推進します。(企画商工課広報情報係)

【2-1-3】救急活動等に不可欠な情報基盤・資機材の整備

①情報基盤、資機材の整備

天塩町

- 消防の災害対応能力強化のため、災害用資機材の計画的な購入・更新を実施します。(住民課住民安全係)

②消防団活動の促進

天塩町

- 消防団の装備の充実及び団員の増員を促進します。(住民課住民安全係)

③デジタル技術の活用

天塩町

- 人が点検することが困難な場所の設備点検や、被災した防災インフラの機能を早期復旧など、技術者の立入りが容易ではない災害現場において、ドローンやデジタル技術の活用により、自動化・遠隔化の普及を図ります。(住民課住民安全係)

《リスクシナリオ2-1における指標と現状値、目標値》

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和11年度)
消防団団員数	76人(R5)	82人
防災監の活用	活用(1人)(R5)	活用(1人)

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

【2-2-1】病院の機能強化と災害時連携

①医療体制の強化

天塩町

- 災害時における安定的な救護所機能を確保するため、自家発電設備及び応急用医療資機材について適正な維持管理を実施するとともに、医療機器の計画的な更新を実施します。(町立病院)
- 大規模災害発生時には、円滑な保健医療福祉活動に向け、災害時健康危機管理チーム(DHEAT)による保健医療福祉調整本部や保健所等のマネジメントを北海道に要請します。(住民課住民安全係)

【2-2-2】災害時における福祉的支援

①避難行動要支援者情報の管理

天塩町、民間

- 平時から地域の要配慮者の把握に努め、きめ細やかな支援を行うとともに、要援護者台帳の計画的な更新を実施します。(福祉課福祉係)
- 災害時における要配慮者への迅速な避難支援を行うため、平時から社会福祉協議会や民生委員などの福祉関係者との要配慮者情報の共有を図り、災害時の緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制を整備します。(福祉課福祉係)

②災害用資機材等の整備

天塩町

- 福祉避難所における災害用資機材や物資の整備及び要配慮者への相談支援体制の構築を図り、要配慮者支援のより一層の推進を図ります。(福祉課福祉係)

【2-2-3】防疫対策・健康管理

①平時からの健康管理

天塩町

- 災害発生時における感染症の拡大を防ぐため、迅速な消毒・駆除等の防疫体制を整備し、平時には職員研修を実施するなど健康管理に関する能力向上を図ります。(福祉課ふれあい係)

②予防接種の推進

天塩町

- 平時には、定期的な予防接種の実施体制を推進するとともに、疾病の早期発見・早期予防に向けた各種健診の受診促進及び住民の健康状態の把握など、より一層の健康づくりを推進します。(福祉課ふれあい係)

《リスクシナリオ2-2における指標と現状値、目標値》

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和11年度)
要援護者台帳整備	整備	随時更新
災害時連絡体制整備(民生委員)	整備	随時更新
予防接種率(定期:乳幼児)	100%(R5)	100%
予防接種率(定期:高齢者)	58.5%(R5)	65%
特定健診受診率	48.2%(R4)	60%

2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の長期停止

【2-3-1】支援物資の供給等に係る連携体制整備

①災害時協定の対象業務の拡大や協定内容の見直し 天塩町、民間

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、災害時協定の対象業務の拡大や協定内容の見直しを実施します。（住民課住民安全係）

②地域防災拠点の拡充 北海道、天塩町

- 災害時の円滑な物資供給体制を図るため、供給拠点となる地域防災拠点について老朽化した既存施設の見直しを実施し、地域防災拠点機能を併せ持った複合施設の整備を推進するとともに、支援物資の種類や数量をリスト化し情報共有するなど、北海道と連携した物資調達・輸送体制の整備を実施します。（住民課住民安全係）

③ボランティア活動の推進 天塩町、民間

- 災害時における円滑なボランティア受入体制の整備と支援活動の充実を図るため、社会福祉協議会や地域ボランティア団体との被災地での情報共有体制を整備し、専門的な防災知識を有する人材やボランティアコーディネーターの育成を促進します。（住民課住民安全係）

【2-3-2】非常用物資の備蓄促進

①災害関連死の最大限防止 天塩町

- 災害用トイレや簡易ベッドの活用、間仕切り用パーティションやテントによるプライバシーの確保、トレーラーハウス・コンテナハウスを活用した応急仮設住宅の確保等、被災状況に応じた避難所や仮設住宅の環境改善を図ります。（住民課住民安全係）

②物資等の備蓄と配備体制の整備 天塩町

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、「天塩町防災備蓄計画」に基づき計画的な行政備蓄・調達体制を整備します。（住民課住民安全係）
- 自主防災組織による備蓄管理やコミュニティ防災拠点における備蓄体制の整備を実施します。（住民課住民安全係）

③備蓄啓発 天塩町

- 家庭内備蓄の意義や必要性についての啓発活動を実施し、自発的な家庭内備蓄を促進します。（住民課住民安全係）

《リスクシナリオ2-3における指標と現状値、目標値》

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和11年度)
災害時協定締結件数	16件(R5)	16件
防災備蓄計画策定	策定(H27)	随時更新
食料備蓄数	5,464 食(R5)	7,500 食
地域防災マスター人数	9人(R5)	15人
防災士人数	2人(R5)	4人

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

【2-4-1】避難場所の整備と周知

①避難場所の整備と周知

天塩町

- 指定避難所の周知や災害用資機材の整備、耐震改修など地域の実情に応じた防災拠点の整備を推進します。(住民課住民安全係)
- 高齢者や障がい者等の要配慮者の安全確保のために必要な災害用資機材の整備及び福祉避難所に関する情報周知を推進します。(住民課住民安全係)

【2-4-2】避難所等の生活環境の改善及び健康への配慮

①良好な生活環境の確保

天塩町

- 季節(夏季・冬季)やアレルギー、乳幼児や高齢者を考慮した食事の提供や、避難所生活が中期・長期化した場合の生活備品やトイレ環境の向上など、良好な生活環境の整備を推進します。(住民課住民安全係)

②感染症対策

天塩町

- 避難所等の衛生管理や地域住民等の健康管理のため、感染症の感染拡大時における感染防止策にも配慮しながら、消毒液の確保・散布、保健師による健康相談の実施、入浴の支援、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、被災地域の衛生環境維持対策を促進します。(住民課住民安全係)

【2-4-3】積雪寒冷を想定した避難所整備

①厳冬期を想定した資機材の備蓄

天塩町

- 各避難所等における冬季防寒対策のため、毛布及びポータブルストーブ等の暖房資機材を計画的に配備して防寒対策を推進します。(住民課住民安全係)

【2-4-4】避難住民の「こころのケア」体制の充実

①継続的なマネジメント

天塩町

- 必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題を個別の相談等により把握し被災者の自立・生活再建が進むよう、継続的にマネジメントする取組を促進します。(福祉課ふれあい係)

第4章 強靱化のための施策プログラム

《リスクシナリオ2-4における指標と現状値、目標値》

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和 11 年度)
災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たす避難所数	1箇所	2 箇所
【再掲】防災備蓄計画策定	策定(H27)	随時更新
ポータブルストーブ備蓄数	65 台	70 台
毛布備蓄数	949 枚	1000 枚

3. 行政機能の確保

3-1 町内における行政機能の大幅な低下

【3-1-1】災害対策本部機能の強化

①災害拠点の機能確保

天塩町

- 災害対策本部設置場所となる施設における非常用電源設備や燃料など概ね72時間の稼動が可能となるよう備蓄の整備を推進します。(総務課総務係)
- 職員初動マニュアルの改定や庁舎内での招集訓練など、災害時における緊急体制強化を実施します。(住民課住民安全係)
- 通信施設の耐災害性の向上や自家発電等非常用電源の確保、燃料の備蓄・調達等を進めるほか、多様な通信手段の確保を図ります。(企画商工課広報情報係)

②男女共同参画

天塩町

- 女性の視点を取り入れた防災・復興体制を確立するために、災害対策本部や避難所運営等の意思決定の場への女性の参画を促進します。(総務課総務係)

【3-1-2】業務継続体制の整備

①業務継続体制の整備

天塩町

- 災害時の行政業務全体の継続体制が確立されていないため、業務継続計画を策定し継続体制を整備します。(総務課総務係)

②官民連携の推進

天塩町、民間

- 民間の資金や人材、技術、ノウハウ等、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策、維持管理等を推進し官民連携を強化します。(総務課財政管財係)

③データの分散管理

天塩町

- 社会経済活動を営む上で必要となる日常的に蓄積・活用されているあらゆるデータについて、特性やセキュリティ等を勘案の上、クラウド技術やオフラインの記録メディアの活用を含めた分散管理を推進します。(総務課総務係)

【3-1-3】広域応援・受援体制の整備

①広域応援・受援体制の整備

北海道、天塩町

- 災害発生時において、被災市町村からの派遣要請や他市町村からの応援に応えるための応援・受援体制について、派遣台帳の整備や対応マニュアルの作成を行い、北海道と他市町村との応援・受援体制を整備します。(総務課総務係)
- 大規模災害に伴う多数の遺体を火葬できない場合には、北海道広域火葬実施要領に基づき、周辺市町村への協力依頼に向け、北海道に対し広域火葬に係る調整を要請するとともに、平常時は、広域火葬実施体制の整備を図ります。(住民課戸籍住民係)

【3-1-4】IT関係業務継続体制の整備

①IT部門における業務継続計画の策定

天塩町

- 災害時においても情報システム機能を維持・継続するためにIT部門における業務継続計画を策定しシステム運用体制を整備します。(総務課総務係)

第4章 強靱化のための施策プログラム

《リスクシナリオ3-1における指標と現状値、目標値》

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和 11 年度)
職員初動マニュアル	未改訂	改訂
業務継続計画策定	未策定	策定
業務継続計画策定(IT)	未策定	策定
職員災害時派遣	0 人(R5 実績)	5 人(累計)

4. 経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【4-1-1】 本社機能や生産拠点の立地(リスク分散)

①本社機能や生産拠点の立地促進

北海道、天塩町、民間

- 経済活動のリスク分散とサプライチェーンの複線化に資するため、北海道のバックアップ拠点としての優位性や天塩町の立地上の強みを活かし、本社機能や生産拠点の移転を北海道と連携して促進します。(企画商工課商工観光係)

【4-1-2】 企業における事業継続体制の強化

①民間事業者における事業継続体制の整備

天塩町、民間

- 中小企業の事業継続計画の策定を促進するため、国と北海道と連携して計画策定の必要性を普及啓発するとともに、計画策定を希望する企業に対しては、商工会等とも連携しながら、その策定を支援します。(企画商工課商工観光係)
- 企業の経営強靱化及び災害時の事業活動の継続に資するため、商工会と連携して「事業継続力強化支援計画」の策定に努めます。(企画商工課商工観光係)

【4-1-3】 被災企業等への金融支援

①被災企業等への金融支援

国、北海道、天塩町、民間

- 国と北海道が実施している、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等に対する、事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援について、普及啓発を実施するとともに、企業の災害対策に対する取組支援策を検討します。(企画商工課商工観光係)

《リスクシナリオ4-1における指標と現状値、目標値》

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和11年度)
企業誘致件数	1件(前期累計)	2件(累計)
企業への事業継続計画策定支援	0件(前期累計)	1件(累計)
業務継続力強化支援計画 (R3.3.17計画認定、R6.6.13変更認定)	策定(R3)	随時更新

4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

【4-2-1】港湾の機能強化

①港湾機能の強化

国、天塩町

- 災害時における物流拠点・輸送拠点としての機能を確保するため、ターミナル機能の強化や船舶の大型化など物流の変化に対応した港湾整備など、港湾の機能強化を推進します。(建設課港湾道路係)
- 港湾の耐震化、液状化対策、老朽化対策など国の事業等を活用しながら計画的な整備を推進します。(建設課港湾道路係)

【4-2-2】陸路における流通経路等の機能強化

①陸路における流通経路等の機能強化

天塩町

- 災害時においても集送乳などの陸路における農水産物等の円滑な輸送や物流機能の維持を図るため、平時より流通経路となる道路設備等の点検と機能強化を実施します。(建設課港湾道路係)

《リスクシナリオ4-2における指標と現状値、目標値》

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和 11 年度)
取扱貨物量	516,322t(R5)	660,000t
入港船舶隻数	2,223 隻(R5)	2,600 隻

4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

【4-3-1】食料生産基盤の整備

①生産基盤の整備

天塩町

- 災害により生産基盤が打撃を受けた場合、食料の安定供給に大きな影響を及ぼすことから、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の防災・減災対策の整備を推進します。(農林水産課)
- 「天塩町鳥獣被害防止計画」に基づき、農水産物の鳥獣による被害防止策を実施し、安定的な生産基盤の整備を推進します。(農林水産課生産振興係)

②生産力の向上

天塩町

- 農水産業の生産力の向上を図るため、ロボットやAIの活用による省力・高生産な農水産業経営に資する取組を推進します。(農林水産課)

【4-3-2】農水産業の体質強化

①担い手の育成・確保

天塩町

- 農水産業の維持・活性化については多くの課題を抱えていますが、農水産業基盤の整備、離農抑制や新規就農者の獲得などの担い手対策、及び経営支援を実施し、持続可能な農水産業の発展を推進します。(農林水産課)

【4-3-3】町産食料品の販路拡大

①付加価値向上と販路拡大

天塩町、民間

- 災害時における食料の安定供給にもつながることから、平時から農水産物の国外も含めた販路拡大(ブランド化・6次産業化など)を北海道と連携して推進し、貯蔵を含めた食料供給の安定を促進します。(農林水産課)

【4-3-4】町産農水産物の産地備蓄の推進

①産地備蓄の推進

天塩町

- 災害時には地域への安定的な食糧供給が可能となることから、農水産物の長期的な貯蔵について、雪冰冷熱等の利用を含め、産地備蓄を推進します。(農林水産課)

《リスクシナリオ4-3における指標と現状値、目標値》

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和11年度)
農家戸数	65 戸	55 戸
農業法人数	8法人	8法人
新規就農者数	0人/年	1 人/年
農業後継者成婚者数	0組	5組(累計)
漁獲高	550,000 千円(R5)	550,000 千円
6次産業化数	2 事業者	3 事業者

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

【4-4-1】森林の整備・保全

①森林の整備・保全

天塩町

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、「天塩町森林整備計画」に基づき計画的な造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を進めます。(農林水産課水産林政係)
- 森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、「天塩町鳥獣被害防止計画」に基づき野生鳥獣による森林被害の防止対策を実施し、自然と共生した多様な森林づくりを推進します。(農林水産課水産林政係)

【4-4-2】農地・農業水利施設等の保全管理

①農地等の保全管理

天塩町

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を維持する取組を推進します。(農林水産課農地整備係)

《リスクシナリオ4-4における指標と現状値、目標値》

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和11年度)
無立木地	20.95ha(R5)	20.0ha
森林経営計画認定率	91.4%(R4)	95.0%
河川愛護組合	5組合	5組合

5. 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

【5-1-1】関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報共有化

①情報伝達体制の強化

天塩町

- 北海道防災情報システムの運用により北海道との災害情報を共有、住民への迅速な伝達を可能としていますが、今後災害通信訓練の実施や担当課内での操作業務習熟を実施し、防災業務の属人化の解消と防災業務の充実を図ります。(住民課住民安全係)
- 発災直後の混乱した状況における被災地住民の安否確認や避難所運営の効率化に向け、個人確認を迅速かつ正確に行うため、デジタル技術の活用を図ります。(住民課住民安全係)

②行政間の通信体制確保

北海道、天塩町

- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、北海道の行政機関を結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新と停電時対策などの災害時通新体制を確保します。(総務課総務係)

③通信手段の多重化

北海道、天塩町

- 有線系統通信不能時においても情報伝達が可能となるよう、地域の電波特性を考慮した通信機器等を整備し、通信手段の多重化を図ります。(総務課総務係)

【5-1-2】住民等への情報伝達体制整備

①安否情報の効果的な収集・提供

国、北海道、天塩町

- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、避難所や病院等における住民の安否情報収集体制の整備を推進します。(住民課住民安全係)

②多様な方法による情報伝達

天塩町

- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災情報配信システム等を計画的に更新するとともに、町内世帯に災害情報が迅速かつ確実に伝わるよう多様な方法による伝達手段を整備します。(住民課住民安全係)
- 高齢者や障がい者も含めた全ての人への迅速な避難行動を支援するため、緊急速報メールなどのプッシュ型情報配信の普及を推進します。(住民課住民安全係)

③通信インフラの整備

国、北海道、天塩町

- 緊急速報メール及びLアラート(災害情報共有システム)の適切な運用など災害情報の伝達体制を計画的に整備します。(住民課住民安全係)
- 既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民等へ防災情報を確実に伝達するため、指定避難所における公衆無線LANと市街地及びへき地における耐災害性を向上する通信インフラ整備を進めます。(住民課住民安全係)
- 災害情報の提供に有効なテレビやラジオについては、その機能を確保するため、共聴施設の計画的な維持管理などテレビやラジオの難聴対策を推進します。(企画商工課広報情報係)

④観光客への伝達体制

天塩町

- 観光客の安全を確保し、適切に保護するため、SNS等を活用した迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、「道の駅」や「てしお温泉夕映」を中心として、災害から観光客を守る緊急時受入体制の整備を実施します。（企画商工課観光施設係）
- 近年増加傾向にある外国人観光客については、国が策定した指針等に沿って北海道と連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を整備します。（住民課住民安全係）

⑤要支援者への対策

天塩町

- 支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう要支援者名簿を随時更新し、具体的な避難方法等をまとめた個別避難計画の策定を推進します。（福祉課福祉係）

【5-1-3】 冬季も含めた帰宅困難者対策の実施

①冬季も含めた帰宅困難者の避難対策

天塩町

- 暴風雪等による多数の帰宅困難者が発生した場合の一時待避所の確保とその周知・啓発体制を整備します。（住民課住民安全係）

【5-1-4】 自主防災組織の結成支援

①自主防災組織の結成支援

天塩町

- 町内会への出前講座の実施による共助意識の浸透と地域防災マスター制度の周知を行い、地域防災力の向上と自主防災組織結成を促進します。（住民課住民安全係）

②行政と住民等とのコミュニケーションの強化

天塩町

- 町と住民等が直接コミュニケーションを図る機会を増やし議論できる体制確保を促進するため、防災訓練や住民参加型の地域イベント等の開催を図ります。（住民課住民安全係）

【5-1-5】 防災教育の推進

①地域防災活動の推進

天塩町

- 町内会等への出前講座の実施や各種団体への防災教材の提供など地域防災力の強化に向けた取組を推進します。（住民課住民安全係）
- 女性と男性のニーズの違いに配慮した災害対応を行うため、自主防災組織や消防団等の地域における女性の参画を図ります。（住民課住民安全係）
- 身を守る避難行動のとり方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、学校や地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を図ります。（住民課住民安全係）

②防災教育の普及

天塩町

- 学校関係者や児童生徒に対する防災意識の啓発や地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、学校における防災教育を推進します。（教育委員会学校教育係）
- 過去に発生した自然災害の様相を後世に伝える自然災害伝承の活用例を収集し知見を得ます。（住民課住民安全係）
- 町在住の外国人も被災時の対応を連携して行えるよう、職場や地域の自治組織等を通じ、防災教育等の推進を図ります。（住民課住民安全係）

③タイムライン防災の推進

天塩町

- 自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるようマイ・タイムラインの普及・啓発等を推進します。(住民課住民安全係)

④地区防災計画の策定

天塩町

- 地区居住者等による地区防災計画の策定を町と連携して取り組み、自発的な防災活動や適切な避難行動の促進等の自助・共助・公助の向上を図ります。(住民課住民安全係)

《リスクシナリオ5-1における指標と現状値、目標値》

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和 11 年度)
自主防災組織結成率	62.2%	75%
【再掲】地域防災マスター人数	9人	15人
公衆用 Wi-Fi 設置率(指定避難所)	100%	100%
町内通信インフラ整備率	100 %	100%
町防災訓練の実施	1回/年(R5)	1 回/年
個別避難計画策定	策定(R6)	随時更新
防災出前講座実施数	4回/年(R5)	5回/年
災害避難訓練実施(天塩小学校・天塩中学校)	6回/年	各学校 2 回/年
【再掲】防災士人数	2人(R5)	4人
個別受信機の設置	10台	15台
住民参加型の防災事業の開催	1 回/年	1 回以上/年
防災訓練における外国人の参加率	未実施	R7年度以降 実施検討

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【5-2-1】再生可能エネルギーの導入拡大

①再生可能エネルギーの導入拡大

北海道、天塩町

- 日本海沿岸における再生可能エネルギーのポテンシャルを周知し、北海道との連携を強化して再生可能エネルギー利活用の普及促進を図ります。（企画商工課まちづくり推進係）

【5-2-2】電力基盤の整備

①非常用電源等の整備

天塩町

- 平時も含めた安定的な電力供給機能の確保及び電力基盤の耐災害性の向上のため、公共施設や避難所等への非常用電源設備や分散型電源の整備を電力会社と連携して推進します。（企画商工課まちづくり推進係）

【5-2-3】地域の特性を活かしたエネルギー資源の活用

①エネルギー資源の多様化

天塩町

- 日本海沿岸における環境的特性を活かし、公共施設や家庭への再生可能エネルギーの導入及びエネルギー構成の多様化を推進します。（住民課住民振興係）

【5-2-4】避難所への石油燃料供給の確保

①石油燃料供給の確保

天塩町、民間

- 石油販売事業者との連絡体制を整備し、緊急車両や避難所等への石油燃料の安定供給体制を確立します。（住民課住民安全係）

《リスクシナリオ5-2における指標と現状値、目標値》

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和 11 年度)
災害時協定締結(石油燃料)	締結(H21)	
災害時連絡体制整備(石油燃料)	整備(R5)	
公共施設における再生可能エネルギーの導入	1 施設	1 施設

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

【5-3-1】水道施設の耐震化・老朽化対策

①耐震化及び老朽化対策の推進

天塩町

- 災害時における給水機能確保のため、「水道配水管等更新計画」に基づき計画的な水道施設の維持管理を行い、老朽化対策を進めます。(建設課水道係)
- 今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を推進します。(建設課水道係)

②予防保全型への転換

天塩町

- 「事後保全型」から「予防保全型」への転換によりライフサイクルコストの低減を図ります。(建設課水道係)

【5-3-2】水道施設の防災機能強化

①耐災害性の向上と給水体制の整備

天塩町

- 緊急時の給水拠点の確保を図るため、配水地の耐震化や緊急遮断弁、送水管・配水管の耐災害性の向上などの整備や、応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図ります。(建設課水道係)

【5-3-3】下水道施設の耐震化・老朽化対策

①耐震化及び老朽化対策の推進

天塩町

- 地震時における下水道機能を確保するため、「ストックマネジメント計画」に基づき、改築・更新など計画的な維持管理を実施するとともに、下水道業務継続計画(BCP)により災害時における業務継続のための整備を進めます。(建設課下水道係)
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進します。(住民課住民振興係)

②予防保全型への転換

天塩町

- 「事後保全型」から「予防保全型」への転換によりライフサイクルコストの低減を図ります。(建設課下水道係)

【5-3-4】下水道業務継続計画の策定

①業務継続計画の策定

天塩町

- 下水道事業について災害時の業務継続体制の整備を図るため、下水道施設BCP等を活用しながら計画的な整備を推進します。(建設課下水道係)

第4章 強靱化のための施策プログラム

《リスクシナリオ5-3における指標と現状値、目標値》

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和 11 年度)
水道配水管等更新計画	策定(R1)	随時更新
アセットマネジメント計画策定	策定(R6)	随時更新
下水道施設の長寿命化計画	策定(H26)	随時更新
ストックマネジメント計画策定	策定	随時更新
生活排水処理率 (（下水道接続人口+合併浄化槽人口）÷人口)	77.6%(R5)	79.3%
下水道BCP策定	策定(H27)	随時更新

5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【5-4-1】高規格幹線道路を軸とした道路交通ネットワークの整備

①アクセス道路の整備とネットワーク化

国、北海道、天塩町

- 災害時の広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保するため、稚内－士別剣淵区間の高規格幹線道路の整備や市街地をつなぐアクセス道路、緊急輸送道路及び避難路等のネットワーク化を北海道と連携して推進します。(企画商工課まちづくり推進係)
- 国道231・232号は、第一次緊急輸送道路に指定されているもののその地理的条件からこれまで法面崩落・吹雪・越波による大きな被害を受けているため、強靱化及び安全性向上に向け、関係機関と連携して要望を継続します。(企画商工課まちづくり推進係)

【5-4-2】道路施設の防災対策、耐震化・老朽化対策

①計画的な整備と維持管理

天塩町

- 「天塩町橋梁長寿命化修繕計画書」に基づき橋梁の計画的な維持管理を実施するとともに、道路施設の定期的な点検を行い、老朽箇所が発見された場合は、計画的な修繕及び維持管理を実施します。(建設課土木係)

②予防保全型への転換

天塩町

- 「事後保全型」から「予防保全型」への転換によりライフサイクルコストの低減を図ります。(建設課土木係)

③農道・農道橋の維持管理

天塩町

- 農道・農道橋については、農作業や営農上において必要不可欠な構造物であることから、定期的な点検・診断を行い、必要箇所には補修・舗装を実施するなどの計画的な整備を推進します。(農林水産課農地整備係)

【5-4-3】航空ネットワークの維持・拡充

①航空ネットワークの維持・拡充

北海道、天塩町

- 道北地域における移動や物資の輸送において、航空路線は重要なアクセス手段の一つであるため、北海道と連携して航空ネットワークを構成する各航空路線の維持・拡充を推進します。(企画商工課まちづくり推進係)

【5-4-4】鉄道の機能維持・強化

①鉄道の機能維持・強化

北海道、天塩町、民間

- 災害時における救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、北海道及び鉄道事業者との適切な役割分担のもと、耐災害性の強化に向けた取組を推進します。(企画商工課まちづくり推進係)

第4章 強靱化のための施策プログラム

《リスクシナリオ5-4における指標と現状値、目標値》

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和 11 年度)
橋梁改修数	22 橋(R5)	38 橋
道路管理台帳整備	デジタル化(R5)	随時更新
道路橋の定期点検	100 橋(R5)	200 橋

6. 迅速な復旧・復興等

6-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【6-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備

①災害廃棄物の処理体制の整備

天塩町

- 「天塩町地域防災計画」において廃棄物処理等計画を定めていますが、一時貯蔵場所の選定や受入体制の整備など「災害廃棄物処理計画」を策定し、処理体制を再整備します。(住民課住民振興係)

【6-1-2】地籍調査の実施

①地籍調査の推進

天塩町

- 災害後の円滑な復旧・復興を図るため、正確な地籍調査を実施します。(総務課財政管財係)

【6-1-3】仮設住宅等の迅速な確保

①仮設住宅等の迅速な確保と選定体制の整備

北海道、天塩町

- 被災者の迅速な生活基盤の確保を図るため、土地の確保や住家の被害認定調査など対象者及び対象箇所の迅速かつ適切な選定体制を整備します。(住民課住民安全係)

《リスクシナリオ6-1における指標と現状値、目標値》

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和11年度)
災害廃棄物処理計画策定	未策定	策定
地籍調査進捗率	98%	100%

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

【6-2-1】災害対応に不可欠な建設業の振興と連携

①建設業との連携

天塩町、民間

- 天塩建設協会と災害時協定を締結していますが、協定業務の見直しや連絡体制強化など災害時の応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう建設業とのより一層の連携を推進します。(住民課住民安全係)

②デジタル活用による建設産業の高度化・効率化

天塩町、民間

- 被災地における速やかな災害復旧等のため、デジタル技術の活用による建設生産プロセスの高度化・効率化、建設機械の自動化・遠隔化を図ります。(建設課建築係)

【6-2-2】建設業の担い手確保

①担い手確保

天塩町、民間

- 災害時の復旧・復興に加え、平時における施設や橋梁等の強靱化に不可欠な建設業の振興のため、担い手の確保や業務継続計画の策定支援など、関係機関と連携した取組を推進します。(企画商工課商工観光係)

【6-2-3】技術職員による応援体制

①応援体制の強化

北海道、天塩町

- 北海道が実施している、道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対応する「公共土木施設災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する連絡会議」による応援の仕組みの整備や情報伝達に関する訓練などについては、引き続き北海道と連携して、連絡会議の枠組みを活用した応援体制の強化を図ります。(建設課土木係)

【6-2-4】地域コミュニティ機能の維持・活性化

①地域コミュニティの活性化

天塩町

- 災害時における避難や復旧・復興が迅速に行われるよう、平時より集落機能の維持や地域間交流の促進、共助の浸透を図るため、移住・定住の促進や多世代・多文化の交流による関係人口増加を図り、地域コミュニティの活性化を推進します。(企画商工課まちづくり推進係)

【6-2-5】行政職員の活用促進

①災害対応スキルの向上

天塩町

- 災害復旧・復興業務を円滑に実施するため、職員研修や災害時訓練を実施して職員一人ひとりの災害対応スキルの向上を推進します。(総務課職員厚生係)

②広域応援体制の強化

北海道、天塩町

- 既に管内8市町村との相互応援協定を締結していますが、同時被災を回避する観点から管外市区町村との広域的な協定締結を検討します。(企画商工課まちづくり推進係)

《リスクシナリオ6-2における指標と現状値、目標値》

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和11年度)
移住定住促進住宅利用件数	8 人(R5)	15 人/年
地域おこし協力隊定住延人数	8 人(R5)	10人
職員研修実施(防災)	1回/年	1回/年
相互応援協定締結(管外)	締結(R5)	
町内会組織数(人口減や高齢化による統合)	37 組織	36 組織

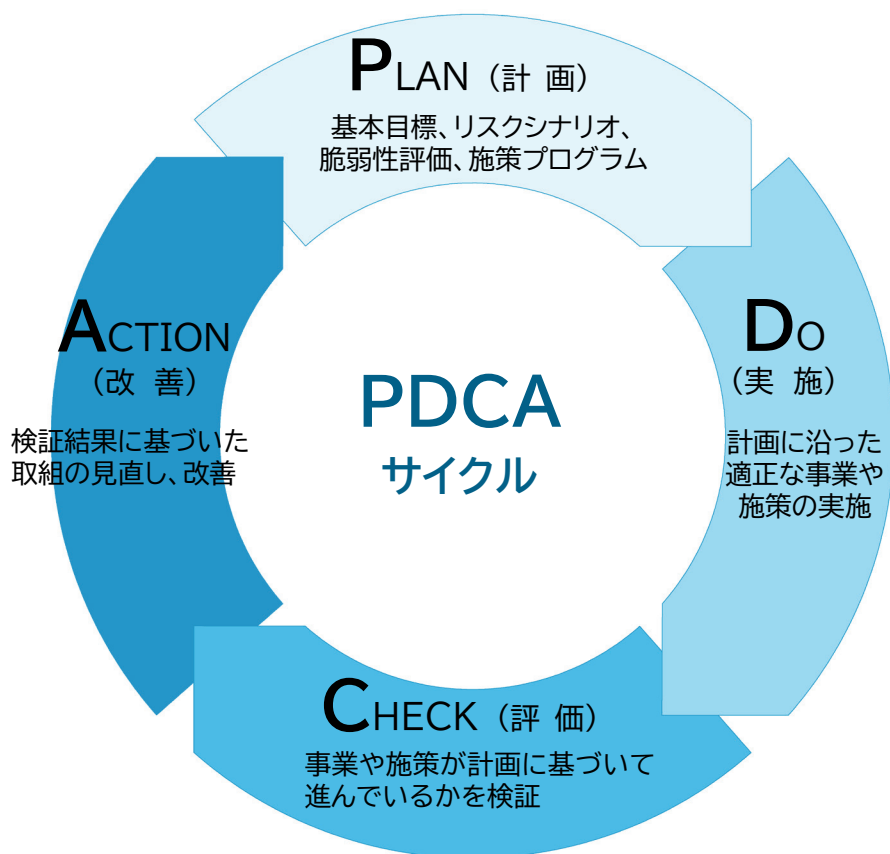
第5章 計画の推進管理

1. 計画の推進方法

第1期計画の策定以降、庁内では前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を実施してきました。

第1期計画が令和6(2024)年度をもって計画期間を終えた今、令和7(2025)年度から新たに始まる本計画の推進に当たっては、実施に必要な予算措置や国・道への要望等を通じ、「計画→実施→評価→改善」というPDCAサイクルを構築し、計画期間内における施策の推進を図ることとします。

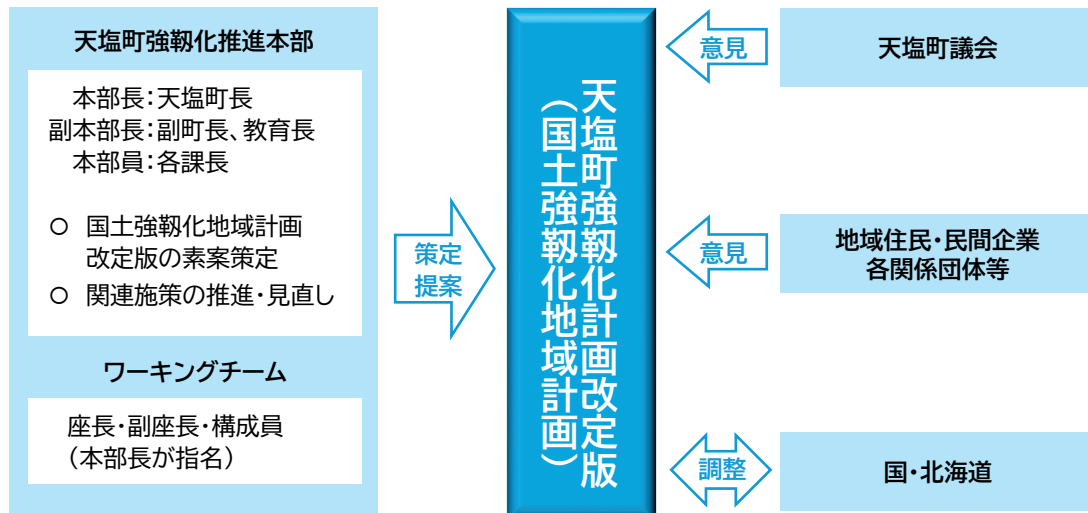
また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、考慮すべき自然災害リスクや社会情勢の大きな変化への対応、国の基本計画や北海道強靱化計画の改定に伴う整合性などを検証した上で、計画期間中においても基本目標やリスクシナリオの大幅な見直しが必要な場合は、計画全体の改定を行うなど柔軟に対応するものとします。



2. 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、本町のみならず国、北海道、民間の関係者が総力をあげて、多岐にわたる施策を総合的かつ効果的に実施することが不可欠です。

このため、町長を本部長、副町長及び教育長を副本部長とする「天塩町強靱化推進本部」を設置し、庁内の横断的な体制の強化により効果的に強靱化を推進するとともに、行政、民間、関係団体等の連携による関連施策の着実な推進を図ります。



3. 天塩町デジタル田園都市構想総合戦略との連携・推進

本町は、人口減少による集落機能の低下や社会インフラの老朽化など多くの課題をかかえています。これら課題の解決のためには国土強靱化と地域活性化の取組を調和・連携させ、施策効果を最大限に発揮させることが重要となることから、集落機能の維持・活性化に向けた地域間を結ぶ総合交通ネットワークの構築や、地域コミュニティ拠点の整備など、ソフト・ハード両面での施策が必要です。

本計画は、天塩町デジタル田園都市構想総合戦略との連携を図りながら、以下の施策を相乗的に推進していきます。

- ① 老朽化した公共施設の拠点機能の強化を図ります。これにより、防災拠点としての機能強化や、平時においては、地域コミュニティ拠点としての活性化を相乗的に推進します。
- ② 地域コミュニティへの「自助」と「共助」の意識を浸透させ、災害時のみならず、平時における住民による地域づくりを推進します。
- ③ 平時における交通の利便性向上や災害時における輸送経路の確保のため、集落間の総合交通ネットワークの構築及び道路基盤の整備を推進します。

4. 天塩町強靱化のための推進事業の設定

施策プログラムの推進に必要な各事業のうち、天塩町が主体となって実施する事業を設定します。

また、計画策定後の状況変化等に対応するため、計画期間中においても必要に応じて推進事業の見直しや新たな設定を行うこととします。

【天塩町強靱化のための推進事業】

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

【1-1-1】建築物等の耐震化《重点》

- 公共施設の耐震化、民間建築物の耐震化

公共施設等耐震化事業
拠点施設整備事業

【1-1-2】建築物等の老朽化対策《重点》

- 公共施設の老朽化対策、民間建築物の老朽化対策、予防保全型への転換

住宅リフォーム支援事業
個別施設計画等策定事業
公営住宅長寿命化改修事業
空き家対策事業
空き家解体撤去費補助金

【1-1-3】緊急輸送道路等整備の推進

- 緊急輸送道路の整備促進

—

【1-1-4】火災予防・防火意識の啓発

- 未然防止・被害軽減

消防施設設備整備事業

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【1-2-1】警戒避難体制の整備《重点》

- 警戒避難体制の整備、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の指定、ハザードマップのデジタル化、情報の多言語化

防災訓練事業
ハザードマップ更新事業
防災情報配信システム運用

【1-2-2】砂防設備整備の促進

- 砂防設備整備の促進

—

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【1-3-1】津波避難体制の整備《重点》

- 津波ハザードマップの周知と見直し、ハザードマップのデジタル化、情報の多言語化、津波避難計画の周知・啓発、津波避難路における環境整備、避難訓練の実施

防災訓練事業【再掲】

ハザードマップ更新事業【再掲】

【1-3-2】海岸保全施設等の整備

- 海岸保全施設等の整備

—

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【1-4-1】洪水・内水ハザードマップの作成《重点》

- 洪水ハザードマップの周知と見直し、ハザードマップのデジタル化、情報の多言語化

防災訓練事業【再掲】

ハザードマップ更新事業【再掲】

【1-4-2】河川改修等の治水対策《重点》

- 河川改修等の治水対策、予防保全型への転換、内水浸水被害の軽減

普通河川管理事業

【1-4-3】ダム防災対策

- ダムの防災対策

民安ダム管理事業

【1-4-4】ため池の防災対策

- ため池の防災対策

—

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

【1-5-1】暴風雪時における道路管理体制《重点》

- 道路管理体制の強化

冬期における道路情報等の共有(国、北海道)

【1-5-2】防雪施設の整備

- 防雪施設の整備促進

町道防雪柵取付取外事業

【1-5-3】除雪体制の確保《重点》

- 除雪体制の確保

町道及び公共施設除排雪事業

除雪機械等整備事業

除排雪管理システム運用

2. 救助・救急、活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【2-1-1】合同訓練など関係行政機関の連絡体制整備

- 関係機関相互の連携体制強化

防災訓練事業【再掲】

【2-1-2】自衛隊体制の維持・拡充

- 自衛隊体制の維持・拡充

自衛隊誘致等促進要望(国、北海道)

【2-1-3】救急活動等に不可欠な情報基盤・資機材の整備《重点》

- 情報基盤・資機材の整備、デジタル技術の活用

消防施設設備整備事業【再掲】

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

【2-2-1】病院の機能強化と災害時連携《重点》

- 医療体制の強化

町立病院整備事業 医療機器更新等事業

【2-2-2】災害時における福祉的支援

- 避難行動要支援者情報の管理、災害用資機材等の整備

障がい者地域生活支援事業 地域支え合いサロン事業 地域包括支援センター事業 子育て世代包括支援センター事業 災害用物資備蓄事業 災害用資機材整備事業

【2-2-3】防疫対策・健康管理《重点》

- 平時からの健康管理、予防接種の推進

予防接種事業 健康増進事業 母子保健事業

2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の長期停止

【2-3-1】 支援物資の供給等に係る連携体制整備

- 災害時協定の対象業務の拡大や協定内容の見直し、地域防災拠点の拡充、ボランティア活動の推進

拠点施設整備事業【再掲】
天塩町社会福祉協議会補助事業
ボランティアのまちづくり補助事業

【2-3-2】 非常用物資の備蓄促進《重点》

- 災害関連死の最大限防止、物資等の備蓄と配備体制の整備、備蓄啓発

災害用物資備蓄事業【再掲】

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

【2-4-1】 避難場所の整備と周知

- 避難場所の整備と周知

指定避難所・指定緊急避難場所整備事業
災害用物資備蓄事業【再掲】
災害用資機材整備事業【再掲】

【2-4-2】 避難所等の生活環境の改善及び健康への配慮

- 良好な生活環境の確保

災害用物資備蓄事業【再掲】
災害用資機材整備事業【再掲】

【2-4-3】 積雪寒冷を想定した避難所整備

- 厳冬期を想定した資機材の備蓄

災害用物資備蓄事業【再掲】
災害用資機材整備事業【再掲】

【2-4-4】 避難住民の「こころのケア」体制の充実

- 継続的なマネジメント

—

3. 行政機能の確保

3-1 町内における行政機能の大幅な低下

【3-1-1】災害対策本部機能の強化《重点》

- 災害拠点の機能確保、男女共同参画

—

【3-1-2】業務継続体制の整備《重点》

- 業務継続体制の整備、官民連携の推進、データの分散管理

留萌地域電算共同化推進協議会負担金

【3-1-3】広域応援・受援体制の整備《重点》

- 広域応援・受援体制の整備

遠別町・天塩町共同斎場運営費負担金

広域応援・受援体制の構築(北海道、他市町村)

【3-1-4】IT関係業務継続体制の整備

- IT部門における業務継続計画の策定

—

4. 経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【4-1-1】 本社機能や生産拠点の立地(リスク分散)

- 本社機能や生産拠点の立地促進

企業立地振興事業

【4-1-2】 企業における事業継続体制の強化

- 民間事業者における事業継続体制の整備

商工振興補助事業

中小企業特別融資制度資金利子補給金事業

【4-1-3】 被災企業等への金融支援

- 被災企業等への金融支援

—

4-2 道外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

【4-2-1】 港湾の機能強化

- 港湾機能の強化

天塩港建設事業

【4-2-2】 陸路における流通経路等の機能強化

- 陸路における流通経路等の機能強化

—

4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

【4-3-1】 食料生産基盤の整備《重点》

- 生産基盤の整備、生産力の向上

道営草地畜産基盤整備事業

通信インフラ整備事業

農業経営基盤強化資金利子補給事業

畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業

乳牛検定組合補助事業

乳牛共進会補助事業

酪農ヘルパー補助事業

有害鳥獣対策事業

漁業振興対策事業

漁業近代化利子補給事業

しじみ資源保護対策事業

【4-3-2】農水産業の体質強化《重点》

- 担い手の育成・確保

新規就農者等誘致促進事業
天塩町営農担い手協議会事業

【4-3-3】町産食料品の販路拡大

- 付加価値向上と販路拡大

地域資源開発交流施設整備事業

【4-3-4】町産農水産物の産地備蓄の推進

- 産地備蓄の推進

—

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

【4-4-1】森林の整備・保全

- 森林の整備・保全

町有林整備事業
豊かな森づくり推進事業
民有林等整備補助事業
林道整備事業
有害鳥獣対策事業【再掲】

【4-4-2】農地・農業水利施設等の保全管理

- 農地等の保全管理

中山間地域等直接支払交付金交付事業
多面的機能支払交付金交付事業
明渠排水維持管理事業補助事業
道営草地畜産基盤整備事業【再掲】
農道整備事業
民安ダム管理事業【再掲】
雄信内貯水池管理事業
町営草地整備事業

5. 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

【5-1-1】関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報共有化《重点》

- 情報伝達体制の強化、行政間の通信体制確保、通信手段の多重化

—

【5-1-2】住民等への情報伝達体制整備《重点》

- 安否情報の効果的な収集・提供、多様な方法による情報伝達、通信インフラの整備、観光客への伝達体制、要支援者への対策

通信インフラ整備事業【再掲】

防災情報配信システム運用【再掲】

無線共聴施設整備事業

遠別民放ラジオ中継局運営協議会負担金

【5-1-3】冬季も含めた帰宅困難者対策の実施

- 冬季も含めた帰宅困難者の避難対策

拠点施設整備事業【再掲】

【5-1-4】自主防災組織の結成支援

- 自主防災組織の結成支援、コミュニケーションの強化

—

【5-1-5】防災教育の推進《重点》

- 地域防災活動の推進、防災教育の普及、タイムライン防災の推進、地区防災計画の策定

—

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【5-2-1】再生可能エネルギーの導入拡大

- 再生可能エネルギーの導入拡大

—

【5-2-2】電力基盤の整備

- 非常用電源等の整備

—

【5-2-3】地域の特性を活かしたエネルギー資源の活用

- エネルギー資源の多様化

—

【5-2-4】避難所への石油燃料供給の確保

- 石油燃料供給の確保

—

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

【5-3-1】水道施設の耐震化・老朽化対策《重点》

- 耐震化及び老朽化対策の推進、予防保全型への転換

配水池更新事業
配水管更新事業
水道施設アセットマネジメント

【5-3-2】水道施設の防災機能強化《重点》

- 耐災害性の向上と給水体制の整備

水道施設アセットマネジメント【再掲】

【5-3-3】下水道施設の耐震化・老朽化対策《重点》

- 耐震化及び老朽化対策の推進、予防保全型への転換

クリーンセンター等電気・機械設備更新事業
浄化槽設置整備補助事業
下水道施設ストックマネジメント

【5-3-4】下水道業務継続計画の策定

- 業務継続計画の策定

下水道施設 BCP の計画的更新

5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【5-4-1】高規格幹線道路を軸とした道路交通ネットワークの整備《重点》

- アクセス道路の整備とネットワーク化

北海道縦貫自動車道整備促進要望(国、北海道)

【5-4-2】道路施設の防災対策、耐震化・老朽化対策《重点》

- 計画的な整備と維持管理、予防保全型への転換、農道・農道橋の維持管理

橋梁長寿命化改修事業
町道整備事業
街路灯整備事業
農道整備事業【再掲】
道路台帳システム運用

【5-4-3】航空ネットワークの維持・拡充

- 航空ネットワークの維持・拡充

—

【5-4-4】鉄道の機能維持・強化

- 鉄道の機能維持・強化

—

6. 迅速な復旧・復興等

6-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【6-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備

- 災害廃棄物の処理体制の整備

—

【6-1-2】地籍調査の実施

- 地籍調査の推進

地籍図等更新事業

【6-1-3】仮設住宅等の迅速な確保

- 仮設住宅等の迅速な確保と選定体制の整備

—

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

【6-2-1】災害対応に不可欠な建設業の振興と連携《重点》

- 建設業との連携、デジタル活用による建設産業の高度化・効率化

—

【6-2-2】建設業の担い手確保

- 担い手確保

—

【6-2-3】技術職員による応援体制

- 応援体制の強化

—

【6-2-4】地域コミュニティ機能の維持・活性化《重点》

- 地域コミュニティの活性化

移住定住促進事業
地域おこし協力隊事業
集落対策推進事業
多文化共生推進事業
拠点施設整備事業【再掲】

【6-2-5】行政職員の活用促進

- 災害対応スキルの向上、広域応援体制の強化

職員研修事業

資料編

1. 用語解説

	用語	解説
あ	インフラ	インフラストラクチャーの略語で、道路や下水道など公共の福祉のため整備・提供される施設の総称。
	オフライン	一般的に「パソコンやスマートフォンなどの端末がインターネットにつながっていない状態」のこと。
か	業務継続計画	行政機関が被災した際に優先的に実施すべき非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。
	緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。
	クラウド	一般にクラウドと言われているものは「クラウド・コンピューティング」の略称で、インターネットなどのネットワークを通じて利用するサービスの総称。
	洪水ハザードマップ	大雨によって河川が氾濫した場合に浸水するおそれのある地域・範囲や避難場所などをお知らせする地図。
	洪水浸水想定区域	想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
さ	災害廃棄物	大規模な災害が発生した際に建物や家屋から発生する大量のがれきや壊れた家具、家電などのごみ。
	再生可能エネルギー	太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるものをいう。
	サプライチェーン	「供給連鎖」といわれており、製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。
	自主防災組織	地域の住民が連携し、自主的に防災活動を行う組織のこと。
	社会資本	国民経済発展の基盤となる公共設備・施設のこと、道路・港湾・鉄道・空港・ダム・堤防や通信・郵便・治山治水など。
	自助、共助、公助	「自助」は自分で自分を守ること、「共助」は地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと、「公助」は行政が自助・共助を支援し安全を守ること。
	ストックマネジメント	機能診断、劣化予測を経て、適切な対策工法のシナリオを策定し、ライフサイクルコストの低減効果が高い保全対策方法の計画を策定する一連の技術体系のこと。

用語		解説
た	タイムライン	災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。
	津波災害警戒区域	最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」ため、住民等が津波から「逃げる」ことができるように、警戒避難体制を強化し、津波に対して安全な地域づくりを進める区域として、都道府県知事が指定する区域。
	津波ハザードマップ	沿岸部において津波によって生じる浸水範囲、浸水深を表示した地図。
	定量的	ものごとを数値や数量で捉えること。
	出前講座	行政の職員等が講師となり、学習者の希望する時間や場所へ出向き、講義を行うこと。
	道路啓開	緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫や放置車両等の処理を行うとともに、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。
	ドローン	無線で遠隔操作される無人の飛行物体のこと。
な	内水	市街地などに振った雨が排水路や下水管の雨水処理能力を超えた際や、雨で川の水位が上昇して市街地などの水を川に排出することができなくなった際に溢れてしまうこと。
は	バイオマス	生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)のこと。
	バックアップ機能	支援や援護、後ろ盾のこと。
	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害発生時、又は、災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その迅速かつ円滑な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
	福祉的支援	高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者等の要配慮者が、避難所等において生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害を生じさせない 支援。
	福祉避難所	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人の避難場所。

用語		解説
や	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児など、災害時に特に配慮を要する者。
ら	ライフサイクルコスト	建築コストだけでなく、維持管理や改修・廃棄に必要なコストも含めた構造物のコスト。
	ライフライン	生活・生命を維持するための設備や経路のことで、一般的には水道・電気・ガス・通信などの施設を指す。
	レイヤー	層、階層、層にする、層をなす、などの意味を持つ英単語で、何かの構造や設計などが階層状になっているとき、それを構成する一つ一つの階層のこと。
英 字	AI	「Artificial Intelligence」の略語で、人工知能のこと。人を見分けたり、文章を他の言語に翻訳したりといった、かつては人間にしかできないと思われていた知的な推論・判断をするコンピュータープログラムのこと。
	BCP	「Business Continuity Planning」の略語で、自然災害やテロ、システム障害など危機的な状況に遭遇した時に損害を最小限に抑え、重要な業務を継続し早期復旧を図るための計画。
	DHEAT	「Disaster Health Emergency Assistance Team」の略語で、災害時健康危機管理支援チームのこと。都道府県・指定都市の専門的な研修を受けた医師や薬剤師、保健師などで構成され、災害発生時に1週間から数か月程度、被災都道府県の保健医療調整本部と保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能等を応援する専門チーム。
	IoT	「Internet of Thing」の略語で、「モノのインターネット」のこと。自動車や家電のような「モノ」自体をインターネットに繋げ、より便利に活用するという試みを示す言葉。
	PPP	「Public Private Partnership」の略語で、行政(Public)と民間(Private)が連携(Partnership)して事業を進める方式。
	PFI	「Private Finance Initiative」の略語で、公共施設の建設や維持管理、運営などに民間の資金や経営能力などを活用する手法。
	SNS	「Social Networking Service」の略語で、人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービスのこと。「Facebook」(フェイスブック)、「Instagram」(インスタグラム)などが有名。